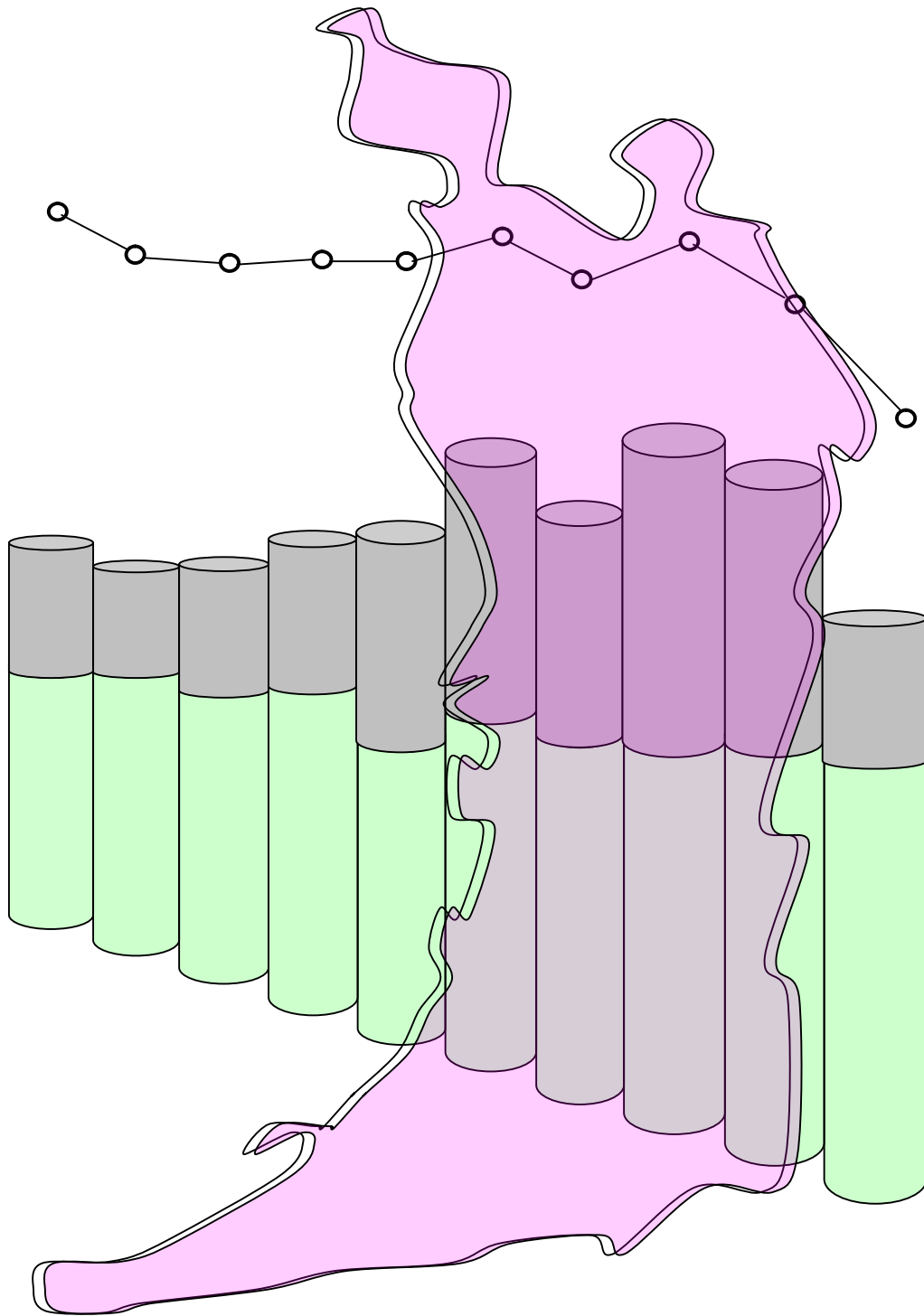


平成22年度

# 大阪府労働関係調査報告書



平成 23 年 3 月  
大 阪 府

## はじめに

この報告書は、府内の民間事業所で働く労働者の労働条件等の現状を把握し、今後の労働環境改善を図る上での基礎資料とするため、毎年7月31日時点で実施している大阪府労働関係調査の平成22年度の結果をまとめたものです。

わが国における就業構造は大きく変化し、パートタイム労働者をはじめとする非正規労働者は全労働者の3分の1を超えています。平成20年4月の改正「パートタイム労働法」の施行や「労働者派遣法」の見直しが進められてきましたが、依然として、その雇用の確保・安定に向けた待遇の改善、正社員への転換など、労働条件の改善が課題となっています。また、リーマン・ショックに始まった世界的な金融危機による急激な景気後退により、派遣労働者の大幅な減少や正社員の減少など、雇用環境はさらに変動してまいりました。

今日、景気は、ようやく一部に持ち直しの動きがみられ、企業業績も改善しつつありますが、一方で全国の完全失業率が平成21年、22年と2年連続して5.1%となるなど、依然として厳しい雇用情勢が続いています。

前回調査（平成21年7月末）に引き続き厳しい雇用環境の下で実施しました今回の調査では、企業の非正規労働者に対する今後の雇用方針や正社員化への課題などに着目した調査項目を加えました。

皆様には、労使関係の安定や労働条件の向上、さらには、多様な人材の意欲と能力を活かすことのできる企業づくり等のための資料として、本報告書をご活用いただければ幸いです。

最後に、本調査の実施にあたり、御多忙中にもかかわらず御協力いただきました事業所各位をはじめ、関係機関の皆様には厚くお礼申し上げます。

平成23年3月

大阪府総合労働事務所

所長 高田和典

# 目 次

I	調査概要	1
1	調査内容	2
	平成22年度調査票	4
2	用語説明	10
II	調査結果の概要	12
1	就業形態	13
(1)	就業形態別雇用状況	13
(2)	労働者数の増減	15
(3)	正社員への登用	16
2	労働時間	18
(1)	1日の所定労働時間	18
(2)	週所定労働時間	22
(3)	年間所定労働時間	26
(4)	年間超過実労働時間	28
(5)	年間総実労働時間	30
(6)	変形労働時間制	32
(7)	労働時間等の課題について労使が話合う機会の有無	33
(8)	短時間正社員制度	34
3	休日休暇制度	35
(1)	週休制	35
(2)	年間休日日数	37
(3)	年次有給休暇（付与・取得日数）	38
4	非正社員の雇用方針など	40
(1)	非正社員の雇用について	40
(2)	非正社員の雇用方針の理由	41
(3)	正社員を増やすための課題	42
III	統計表	43
1	就業形態別労働者	44
(1)	就業形態別労働者数	44
(2)	就業形態別の前年と比べた増減傾向	45
(3)	正社員への登用制度	47

(4) 正社員への登用実績 .....	48
2 労働時間 .....	49
(1) 就業形態別の1日の所定労働時間 .....	49
(2) 就業形態別の週所定労働時間 .....	53
(3) 就業形態別の年間所定労働時間 .....	60
(4) 男女別年間超過実労働時間 .....	62
(5) 就業形態別年間超過実労働時間 .....	65
(6) 就業形態別年間総実労働時間 .....	67
(7) 変形労働時間制の導入状況 .....	69
(8) 労働時間等の課題について労使が話合う機会の有無 .....	70
(9) 短時間勤務を選択できる制度の有無 .....	71
(10) 短時間勤務制度利用の対象 .....	72
3 休日休暇制度 .....	73
(1) 就業形態別の週休制 .....	73
(2) 就業形態別の年間休日日数 .....	74
(3) 就業形態別の年次有給休暇の付与・取得状況 .....	75
4 非正社員の雇用方針など .....	76
(1) 非正社員の雇用方針 .....	76
(2) 非正社員の雇用方針の理由 .....	77
(3) 非正社員の雇用方針別にみた正社員の割合 .....	83
(4) 正社員を増やすための課題 .....	84
<b>IV 参考資料</b> .....	<b>85</b>
1 春季賃上げ調査 .....	86
(1) 春季賃上げ妥結状況の年次推移 .....	86
(2) 春季賃上げ調査産業別妥結状況（単純平均） .....	87
(3) 春季賃上げ調査産業別妥結状況（加重平均） .....	88
2 消費者物価指数 .....	89
3 大阪府の最低賃金 .....	90
4 平成22年所定内給与額及び年間賞与等 .....	91
5 総実労働時間10年間の推移 .....	92

# I 調査概要

# I 調査概要

## 1. 調査内容

### (1) 調査目的

この調査は、大阪府内における事業所の労働条件等の実態を把握し、労務管理改善等の基礎資料として提供するほか、労働関係諸機関の参考資料とするため、統計法（平成19年法律第53号）に基づく届出統計調査として実施した。

### (2) 調査時期

平成22年7月31日を基準日として、就業形態、労働時間、休日休暇制度等を調査した。

### (3) 調査対象

大阪府内に所在する民営事業所で、次に該当するものから抽出した6,000事業所を調査対象とした。

- ①規模 企業全体の常用労働者が30人以上の事業所
- ②産業 日本標準産業分類のうち、E建設業、F製造業、H情報通信業、I運輸業、J卸売・小売業、K金融・保険業、L不動産業、M飲食店、宿泊業、N医療、福祉、O教育、学習支援業、P複合サービス事業、Qサービス業（他に分類されないもの）の12産業

### (4) 調査項目

調査項目は次のとおりである。

- |                              |                       |
|------------------------------|-----------------------|
| 1 企業全体の常用労働者規模               | 16 就業形態別年次有給休暇付与・取得日数 |
| 2 労働組合の有無                    | 17 非正社員の雇用方針          |
| 3 男女別・就業形態別労働者数              | 18 非正社員の雇用方針の理由       |
| 4 労働者の前年と比べた増減傾向             | 19 正社員を増やすための課題       |
| 5 正社員への登用制度の有無               |                       |
| 6 正社員への登用実績の有無               |                       |
| 7 就業形態別所定労働時間（1日・週）          |                       |
| 8 変形労働時間制導入の有無               |                       |
| 9 変形労働時間制の正社員以外への導入          |                       |
| 10 男女別・就業形態別所定外労働時間（超過実労働時間） |                       |
| 11 労働時間等の課題について労使が話合う機会の有無   |                       |
| 12 短時間勤務制度の有無                |                       |
| 13 短時間勤務制度の適用対象              |                       |
| 14 就業形態別週休制                  |                       |
| 15 就業形態別年間休日日数               |                       |

### (5) 調査方法

郵送による通信調査で、記入は自計申告方式である。

(6) 抽出方法

「平成18年事業所・企業統計調査 事業所名簿」から、産業、規模区分に基づき、従業者規模が30人以上の民営事業所を無作為に抽出した。

(7) 集計方法

集計は、民間電子計算業者に委託した。

(8) 集計事業所数、労働者数

集計事業所数及び労働者数は、次表のとおりである。

集計事業所数、労働者数

区 分	集計事業所数	集 計 労 働 者 数		
		合 計	男 性	女 性
	件	人	人	人
平成 2 1 年	2,156	249,936	146,954	102,982
平成 2 2 年	2,083	192,287	111,915	80,372

(9) 調査結果利用上の注意

- (ア) 本文中の各表の構成比率は、小数点第2位もしくは第3位を四捨五入して算出しているため、合計は必ずしも100.0%にならない。その他の数値についても、すべて四捨五入した数値を掲載している。
- (イ) 「-」は該当する数値がないものである。
- (ウ) 巻末の統計表の[ ]は、「労組あり」の事業所を集計したものである。
- (エ) 本文中各表の「労組あり」の数値は、「労組あり」と回答いただいた事業所のすべての労働者（正社員、非正社員のいずれで構成されているかを問わない）を集計したものである。
- (オ) 集計事業所数について、個々の質問に回答をいただいた事業所の集計数であるため、質問項目によって、異なることがある。
- (カ) 本調査の対象は、無作為に抽出した事業所の回答であるため、比較対象は一定していない。

整理番号



## 平成 22 年度大阪府労働関係調査票

調査についてお願い

大阪府におきましては、府内の民間事業所における就業形態、労働時間、休日休暇、その他の労働条件等の実態を把握するとともに、その結果を労働管理改善等の基礎資料として、また労働関係諸機関の事業実施にあたっての参考資料として提供することを目的に、6,000 事業所を対象に「労働関係調査」を実施しています。無作為抽出の結果、貴事業所を今年度の調査対象とさせていただきます。ご多忙のところ、誠に恐縮ですが、この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成 22 年 9 月  
事業主 各位

大阪府知事 橋下 徹

### 【記入にあたってのお願い】(必ずお読みください)

- この調査は、統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 24 条に基づき総務大臣に届出を行っている届出統計調査です。この調査票で記入された事項については、統計以外の目的に使用したり、内容を他に漏らしたりすることは絶対にありませんので、ありのまま記入してください。
- この調査票の送付先所在地にある貴事業所のみの状況について記入してください。(※「事業所の状況」の項目のみ、会社全体の状況を記入してください)  
貴事業所のみで判断できない項目や把握できない項目については、誠にお手数ですが、本誌等にご確認の上、回答してください。  
なお、事業所の廃止・移転等により、回答することができない場合は、このページ上頭の余白にその旨を朱書きで記入して、返送してください。その場合、回答欄は無記入のままご帰帳です。
- 各調査項目について、特に指定のない限り平成 22 年 7 月 31 日現在の状況を記入して下さい。
- 各調査項目に対する回答は太枠の中のみです。該当する数字・項目に○を付けるか、文字・数字を記入してください。
- ご記入いただきましたら 10 月 10 日(日)までに同封の返信用封筒(切手不要)に入れて返函してください。
- この調査に関してご不明な点等がありましたら、調査票末尾の連絡先までお問合せください。
- この調査に關しての調査結果を平成 23 年 2 月に大阪府総合労働事務所のホームページ(アドレスは 11 ページ)に掲載予定です。また、調査結果の概要についてメール送付を希望される事業所は、下記のメールアドレス欄にご記入願います。(送付予定平成 23 年 2 月)

事業所名	氏名	
	電話	
部 課 名	記 入 者	
	メールアドレス	

調査結果について、メールで送付を希望される場合

## I 事業所の現況

1 会社全体の規模等についておたずねします。

(1) 会社全体の常用労働者は何人ですか。(貴事業所を含む)

1	30~49人	6	300~499人
2	50~99人	6	500~999人
3	100~199人	7	1000人以上
4	200~299人		

常用労働者とは、次のうちいずれかに該当する労働者をいいます。

- 期間を定めず雇用している労働者。
- 1か月を超え、1か月以内の期間を定めて雇用している労働者。
- 日々又は1か月以内の期間を定めて雇用している労働者のうち、前2か月にそれぞれ、18日以上雇用した労働者。

(派遣労働者・請負労働者は含みません。)

※労働者とは、労働基準法第9条に該当する者。法人、団体、組合の代表者又は執行機関である重役、業務執行機や代表権をもたず、工場長、班長などの役職にかつて、一般労働者と同じ給与規則によって給付を受けている場合にも、労働者として、また、家族労働者でも、他の労働者とほぼ同じように勤務し、同じように給与を受けている場合には、労働者とする。

2 労働組合についておたずねします。

(1) 会社(貴事業所を含む)に労働組合はありますか。

1	あ	る	2	な	い
---	---	---	---	---	---

※ここからは、この調査票の送付先所在地にある貴事業所のみの状況についてご回答ください。

## II 就業形態

1 貴事業所で働く労働者の就業形態別の状況についておたずねします。

### 就業形態別労働者

- 正社員：雇用している労働者のうち、特に雇用期間を定めていない者。  
(常時勤務、毎月給与の役員を含む。他企業への出向者は除く。)
- 非正社員：正社員以外の労働者。
- パートタイム労働者：正社員より1日の所定労働時間が短い、1週間の所定内労働日数が少ない者。
  - 嘱託社員：定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用する者。
  - 契約社員：特定職種に従事し専門的能力の差を目的として雇用期間を定めて契約する者。
  - 出向社員：他企業から出向契約に基づき出向してきている者。出向元に籍を置いているか否かは問いません。
  - 派遣労働者：「労働者派遣法(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件整備に關する法律)」に基づく派遣元事業所から派遣された者。
  - その他：上記以外の労働者。(臨時・日雇労働者等)



(2) 貴事業所では平成21年に正社員に雇用した実績はありますか。貴事業所の状況にあわせて平成21年4月1日～22年3月31日などに置き換えていただいても結構です。  
(正社員への雇用制度がない事業所もお答えください。)

1 1	ある	該当する非正社員に○をしてください。 1 パートタイム労働者 2 契約社員 3 派遣労働者 4 その他( )
2 2	ない	

### Ⅲ 労働時間

1 貴事業所の就業形態別の所定労働時間についてお答えをお願いします。

※所定労働時間とは、就業規則、労働協約等であらかじめ定められた労働時間のことです。休憩時間や時間外労働時間は含みません。  
※労働者の職種等により所定労働時間が異なる場合は、適用される労働者が最も多いものを記入して下さい。

(1)所定労働時間は定められていますか。就業形態別に記入して下さい。

※ 就業形態の内容については、1頁参照  
※ この調査票の送付先所在地にある貴事業所のみ状況を記入してください。

	1日の所定労働時間	1週の所定労働時間
正社員	時間 分	時間 分
パートタイム労働者	時間 分	時間 分
嘱託社員	時間 分	時間 分
契約社員	時間 分	時間 分
出向社員	時間 分	時間 分
派遣労働者	時間 分	時間 分
その他	時間 分	時間 分

変則勤務(隔日勤務等)の労働者が最も多い場合は、1日の平均時間を記入して下さい。  
変形労働時間制や、隔週休2日制により週によって所定労働時間が異なる場合は、平均値を記入して下さい。

(1) 貴事業所の就業形態別の労働者数は何人ですか。いない場合は「0」を記入してください。  
また、前年と比べて増減傾向はどうですか。(増減傾向の判断が難しい場合は、1割程度の増減を基準としてください。)

※ 就業形態の内容については、1頁参照  
(注)この調査票の送付先所在地にある貴事業所のみ状況を記入してください。

	労働者数			前年と比べて増減傾向		
	男性	女性	人	1 増加	2 横ばい	3 減少
正社員						
パートタイム労働者						
嘱託社員						
契約社員						
出向社員 (出向してきている者)						
派遣労働者						
その他						
合計						

2 正社員への雇用についてお答えをお願いします。

(1)非正社員から正社員への雇用制度はありますか。

1 1	ある	該当する非正社員に○をしてください。 1 パートタイム労働者 2 契約社員 3 派遣労働者 4 その他( )
2 2	ない	

「その他」の場合は、就業形態を記入してください。

2 貴事業所の変形労働時間制等についておたずねします。

(1) 貴事業所では、変形労働時間制を導入していますか。

1	いる	2	いない
---	----	---	-----

設問(2)へ

(2) 変形労働時間制は正社員以外にも導入していますか。

1	いる	該当する非正社員に○を して下さい
2	いない	

「その他」の場合は、就業形態を記入してください。

1	パートタイム労働者
2	契約社員
3	出向社員
4	派遣労働者
5	その他( )

変形労働時間制の種類

1か月単位の変形労働時間制 : 1か月以内の一定の期間を平均し、1週間の労働時間が40時間(特別措置対象事業場は40時間)以下の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度

1年単位の変形労働時間制 : 労使協定を締結することにより、1年以内の一定の期間を平均し1週間の労働時間が40時間以下(特別措置対象事業場も同じ)の範囲において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度

1週間単位の非定型的労働時間制 : 事業所規模が30人未満の小売業、旅館、料理・飲食店の事業において、労使協定により、1週間単位で毎日の労働時間を強力的に定めることができる制度

フレックスタイム制 : 1か月以内の一定期間の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を選択して働く制度

裁量労働制 : 研究開発などの業務、あるいは事業の運営に関する事項についての企画、立案などの業務について、その性質上、業務の遂行の方法や時間の配分などに関し、使用者が具体的な指示をしないことを労使協定や労働委員会の決議で定めた場合、当該協定や決議で定めた時間労働をしたものとみなす制度

3 平成21年の所定外労働時間(超勤時間)についておたずねします。

(1) 賃金台帳から下記の要領に従って無作為に抽出した貴事業所の正社員及びパートタイム労働者の個人毎の所定外労働時間(年間)を次の欄に記入してください。

なお、法人の役員、3か月以上の長期病欠者、休職者、無給の家族従業員は除いてください。

(注) この調査票の送付先所在地にある貴事業所のみ状況についてお答えください。

常用労働者数	抽出する人数
60人未満	6人 抽出方法: 賃金台帳の上1~5番目をクジにより1名を抽出し、そこを起点として等間隔で、6人選んでください。 注) パートタイム労働者を雇用しているときは、6人のうち2人を記載してください。
60人以上300人未満	常用労働者の1/10(6人~29人) 抽出方法: 賃金台帳の上1~10番目からクジにより1名を抽出し、そこを起点として10人毎に選んでください。 注) パートタイム労働者を雇用しているときは、パートタイム労働者が全抽出人数の約1/3になるようにしてください。
300人以上	30人 抽出方法: 賃金台帳の上1~30番目からクジにより1名を抽出し、そこを起点として等間隔で30人選んでください。 注) パートタイム労働者を雇用しているときは、30人のうち10人を記載してください。

(抽出例) 常用労働者60人の場合 抽出する人数6人  
賃金台帳上から1~60番の仮番号を付ける。 抽出番号 3、13、23、33、43、53番目  
1~10番からクジで1名抽出する。

(注) 上記要領に従えばパートタイム労働者の人数が抽出する人数に満たない場合は、無作為に所定の人教(パートタイム労働者全体が所定の人教に満たない場合は、すべての人教)を記載し、残りの人教を正社員から抽出してください。

- 労働者の就業形態 : 該当する就業形態の欄に○をしてください。
- 所定外労働時間数 : 平成21年の年間超過実労働時間を記入してください。  
合計時間数については、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨ててください。  
期間については、貴事業所の状況に合わせて、例えば平成21年4月1日~平成22年3月31日などに置き換えていただいても結構です。

(注)この調査票の送付先所在地にある貴事業所のみの方の状況を記入してください。

抽出人数 (抽出順)	性別		労働者の就業形態		所定外労働 時間数 (超過実労働時間)
	男	女	正社員	パートタイム 労働者	
01					
02					
03					
04					
05					
06					
07					
08					
09					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

太枠の中のみ記入してください。

4 労働時間等の課題についておたずねします。

(1)貴事業所では、労働時間等をめぐる様々な問題について、「労働時間の設定の改善に関する特別措置法」に定める「労働時間等設定改善委員会」をはじめ、労使間が話し合う機会がありますか。

1	ある(会社全体として「ある」場合も含みます)
2	今後、設ける予定である
3	ない

5 短時間勤務についておたずねします。

(1)貴事業所では、短時間勤務を選択できる制度(短時間正社員制度・注)はありますか。

1	ある
2	今後、導入する予定である
3	ない

(注)短時間正社員制度とは、フルタイム正社員より週間の所定労働時間が短い正社員をいいます。フルタイム正社員が短時間・短日勤務を一定期間行う場合や、正社員の所定労働時間を恒常的に短くする場合があります。なお、「育児・介護休業法」が改正され、短時間勤務制度が義務化されました。(平成22年6月30日施行。常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、平成24年6月30日施行予定)

(2)どのような場合に利用できますか。該当するものすべてに○をしてください。

1	育児	<input type="checkbox"/>
2	介護	<input type="checkbox"/>
3	自己啓発	<input type="checkbox"/>
4	地域活動(ボランティア等)	<input type="checkbox"/>
5	退職の準備	<input type="checkbox"/>
6	その他( )	<input type="checkbox"/>

「その他」の場合は、具体的な内容を記入してください。

#### IV 休日休暇

##### 1 週休制の形態についておたずねします。

(1) 貴事業所の就業形態別、週休制の実施形態について、該当する箇所にご記入ください。

※労働者の職種、就業形態等により異なる場合は、適用される労働者が最も多いものを記入して下さい。

※変形労働時間制や年間カレンダーによる休日指定等により、週ごとの休日数が異なる場合は、一週間の休日数を平均して週休制に換算してください。

※「週休2日制」とは、1週のうち2日間の休日があり、その休日が土・日曜日にご当たりません

※就業形態の内容については、1頁参照

(注) 二の調査票の送付先所在地にある貴事業所のみ状況をご記入ください。

実施形態	正社員	パートタイム労働者
週休1日制 1週間に週休日が1日ある制度 (例: 日曜日が休日など)		
週休1日半制 1週間に週休日が1日あるほかに1日を通常の労働時間の半日分程度にしている制度 (例: 日曜日が休日、土曜日が半日休)		
完全週休2日制 毎週週休日が2日ある制度		
月3回週休2日制 月のうち3回について週休2日制を行なっているもの、その他の週は週休1日制又は週休1日半制		
隔週週休2日制 1週間おきに週休2日制を行なっているもの、その他の週は週休1日制又は週休半日制		
月2回週休2日制 月に2週だけ週休2日制を行なっているもの、その他の週は週休1日制又は週休1日半制		
月1回週休2日制 月のうち1週だけ週休2日制を行なっているもの、その他の週は週休1日制又は週休1日半制		
その他の週休2日制 週休日が月1回以上週休2日制、3勤1休、4勤1休等実質的に「完全週休2日制」より休日数が少ないもの		
週休2日制を超える週休体制 実質的に完全週休2日制より休日数が多く、(例: 月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など)		
週休制を実施していない		

##### (2) 貴事業所の就業形態別の平成21年の年間総休日日数を記入してください。(年次有給休暇を除く。)

(注) 1. 年間総休日日数 = 土曜・日曜等の「週休日」の日数 + 国民の祝日、年末年始の休日、ゴールデンウィーク、夏期特別休暇、会社の創立記念日等の日数。  
2. パートタイム労働者については、人数が最も多い職種の年間総休日日数の平均日数(1日未満は四捨五入)  
3. 貴事業所の状況に合わせて、  
例えば、平成21年4月1日～平成22年3月31日などの1年間に置き換えていただいても結構です。

(注) 二の調査票の送付先所在地にある貴事業所のみ状況をご記入してください。

	正社員	パートタイム労働者 (休日又は出勤を要しない日: 平均日数)
平成21年の年間総休日日数 (年次有給休暇を除く。)	日	日

##### 2 年次有給休暇についておたずねします。

(1) 貴事業所の就業形態別の平成21年の年次有給休暇の付与日数、取得日数を記入してください。

貴事業所の状況に合わせて、  
例えば、平成21年4月1日～平成22年3月31日などの1年間に置き換えていただいても結構です。

※就業形態の内容については、1頁参照

	正社員	パートタイム労働者
平成21年に年次有給休暇を付与した総人数	人	人
平成21年に付与した年次有給休暇日数の総計 (前年からの繰越分は含まない)	日	日
平成21年に取得(消化)した年次有給休暇日数の総計	日	日

※調査対象期間中に退職した者を含む。

年次有給休暇: 労働基準法39条  
雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全所定労働日の8割以上勤務した労働者に対して最低10日を与える。パートタイム労働者等についても同様。  
なお、日数については、勤務年数と労働日数によって最高20日までの範囲で付与される。

## V 非正社員から正社員への雇用の転換と課題

### 1. 非正社員の雇用について

(1) 貴事業所の現状と今後の非正社員の雇用方針(意向)をおたずねします。  
該当するものに○をしてください。

- 1 雇用割合をさらに増やしたい
- 2 現在の雇用割合のままよい
- 3 雇用割合を減らしたい
- 4 現在雇用していないが、今後雇用したい
- 5 現在雇用していないが、今後も雇用しない
- 6 現在雇用していないが、今後の雇用は未定

(1)-2 理由をお答えください。(該当する主な理由(三つ以内)に○をしてください)

- 1 一時的・繁忙期に必要なから
- 2 短時間業務・補助的業務に必要なから
- 3 資格・技能ある人材を必要ときに雇用したいから
- 4 社内を活性化したいから
- 5 労務コストが削減できるから
- 6 雇用が容易だから
- 7 経営状況に応じた雇用調整が容易だから
- 8 勤務形態が正社員とは異なる業務だから
- 9 正社員の雇用が困難(労務コストの削減以外の理由)だから
- 10 再雇用・雇用延長の労働者が予定されているから
- 11 知識・技能等を有する経験豊かな高齢者を活用するから
- 12 現在の正社員で十分対応できるから
- 13 現在の非正社員で十分対応できるから
- 14 雇用上のトラブルが多いから
- 15 長期的能力となる正社員が必要だから
- 16 技能・専門知識等が社内に蓄積しないから
- 17 会社に対する貢献意識が低いから
- 18 仕事が減り、人手が余っているから
- 19 その他 ( )

### 2. 正社員を増やすための課題について

(1) 非正社員から正社員への雇用の転換が課題となっていますが、正社員を増やすためにはどのような支援が効果的だと考えますか。最も効果的と思われるもの一つに○をしてください。

- 1 必要な知識、技術など求職者のレベルアップ
- 2 就職フェアの開催など求職者とマッチングする機会の付与
- 3 採用や正社員への転換にあたっての助成制度の充実
- 4 正社員の雇用拡大についての企業に対する意識啓発
- 5 労働法制の整備による正社員への転換の促進
- 6 特に効果的な支援はない
- 7 その他 ( )

以上で質問は終わります。

ご協力ありがとうございます

記入に際してご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

大阪府総合労働事務所 地域労政グループ

〒540-0033 大阪府中央区石町二丁目5-3 エル・おおさか南館3階

電話 06-6946-2606

FAX 06-6946-2635

ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/sogorodo/chousa/index.html>

## 2 用語説明

### (1) 企業規模

本社、支店、工場、出張所等企業全体の常用労働者数の合計によって区分している。

### (2) 常用労働者

次のうちいずれかに該当する労働者をいう。

- ① 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇用している労働者
- ② 日々又は1か月以内の期間を限って雇用している労働者のうち、前2か月にそれぞれ18日以上雇用した労働者

※ 重役・理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者や、事業主の家族でその事業所で働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者も労働者に含む。

### (3) 就業形態別労働者

正社員 : 雇用している労働者のうち、特に雇用期間を定めていない者。(他企業への出向者は除く。)

非正社員

パートタイム労働者 : 正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない者。

嘱託社員 : 定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用する者。

契約社員 : 特定職種に従事し専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者。

出向社員 : 他企業から出向契約に基づき出向してきている者。出向元に籍を置いているか否かは問わない。

派遣労働者 : 「労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく派遣元事業所から派遣された者。

その他 : 上記以外の労働者。(臨時・日雇い労働者等)

なお、労働者数の増減については、1年前(調査基準日平成21年7月31日)との比較とした。

### (4) 労働時間

1日の所定労働時間、週所定労働時間は、就業規則等であらかじめ定められている労働時間(超過、休日労働、休憩時間を除く。)で、曜日、週によって労働時間が異なる場合は平均値とした。なお、年間所定労働時間及び年間所定内労働時間については、調査項目としていないが、傾向を把握するための算定式により集計した。

1) 年間所定労働時間 = 1日の所定労働時間 × (365日 - 年間総休日日数)

2) 年間所定内労働時間 = 1日の所定労働時間 × {365日 - (年間総休日日数 + 有給休暇取得日数)}

なお、労働者の職種等により所定労働時間が異なる場合は、適用される労働者が最も多い人数層をもって算出している。

#### (5) 年間超過実労働時間

調査対象事業所の全常用労働者から一定の方法で抽出された労働者の年間超過実労働時間を集計している。

#### (6) 年間総実労働時間

年間所定内労働時間と年間超過実労働時間との合計で年間総実労働時間を算出している。

#### (7) 変形労働時間制

1か月単位の変形労働時間制、1年単位の変形労働時間制、1週間単位の非定型的労働時間制、フレックスタイム制、裁量労働制をいう。

#### (8) 週休制

事業所において採用されている週休制の実施形態で、部門、職種等により異なる週休制を採用している場合は、当該事業所で最も適用労働者の多い形態としている。

#### (9) 年間総休日日数

土曜・日曜等の「週休日」の日数、国民の祝日、年末年始の休日、夏期特別休暇、会社の創立記念日等「週休日以外の休日」の日数で算出している。

なお、就労形態別の年間総休日日数で、部門、職種等により異なる休日日数を採用している場合は、当該事業所で最も適用労働者の多い休日日数としている。

#### (10) 年次有給休暇取得率

年次有給休暇の平均取得率は

年間平均取得率 = 年間平均取得(消化)日数 ÷ 年間平均付与日数 で算出している。

## Ⅱ 調査結果の概要



## Ⅱ 調査結果の概要

### 1 就業形態

#### (1) 就業形態別雇用状況

就業形態別雇用状況をみると、「正社員」が63.6%に対し、「非正社員」が36.4%となっている。「非正社員」の内訳では「パートタイム労働者」が21.2%で最も高く、次いで「契約社員」4.3%、「派遣労働者」3.8%の順となっている。これを男女別(表1-2)にみると、「正社員」の割合は、「男性」の75.3%に対し、「女性」が47.3%となっており、「非正社員」の割合では、「男性」の24.7%に対し、「女性」が52.7%となっている。また、女性の「パートタイム労働者」の割合は37.4%となっている。

企業規模別に「正社員」の割合をみると、男性では、「1000人以上」が78.6%で最も高く、「100人～499人」が71.6%で最も低くなっている。女性では、「500人～999人」が52.1%で最も高く、「100人～499人」が44.8%で最も低くなっている。

産業分類別に「正社員」の割合をみると、男性では、「複合サービス事業」が91.0%で最も高く、次いで「情報通信業」の88.1%となっている。女性では、「医療、福祉」が64.4%で最も高く、次いで「建設業」の56.8%となっている。男女とも「飲食店、宿泊業」が最も低く男性30.6%、女性9.2%となっている。

また、産業分類別に「非正社員」の割合をみると、男女ともに「飲食店、宿泊業」が最も高く、男性は69.4%、女性は90.8%となっている。

表1-1 就業形態別雇用状況

区分	集計事業所数	正社員	非正社員	非正社員の内訳					
				パートタイム労働者	嘱託社員	契約社員	出向社員	派遣労働者	その他
全体	件	%	%	%	%	%	%	%	%
平成21年	2,156	59.4	40.6	22.8	2.7	5.7	2.1	5.0	2.3
平成22年	2,083	63.6	36.4	21.2	3.1	4.3	1.7	3.8	2.3
(労組あり)	719	65.6	34.4	17.3	3.3	4.7	1.8	4.7	2.6

(注)「その他」は、臨時・日雇労働者を含む。

図1-1 就業形態別雇用状況

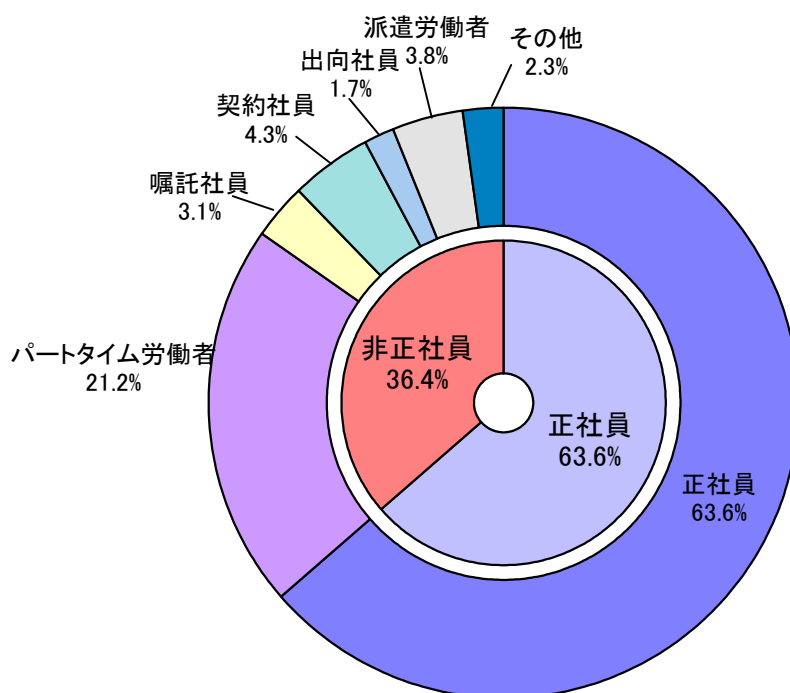


表 1 - 2 就業形態別労働者数の割合

(男 性)

区 分	集計 労働者数	正社員	非正社員	パートタイム	嘱託	契約	出向	派遣	その他	
				労働者	社員	社員	社員	労働者		
全 体	人	%	%	%	%	%	%	%	%	
平成 21 年	146,954	73.3	26.7	10.4	3.6	4.4	2.8	3.4	2.0	
平成 22 年	111,915	75.3	24.7	9.5	4.3	4.1	2.3	2.3	2.1	
( 労 組 あり )	60,121	77.1	22.9	7.1	4.3	4.2	2.3	3.0	2.2	
企業規模	30 人 ~ 99 人	24,629	75.3	24.7	10.7	4.1	4.0	2.4	1.6	1.9
	100 人 ~ 499 人	32,069	71.6	28.4	10.4	5.3	6.1	2.8	1.9	1.9
	500 人 ~ 999 人	14,065	74.4	25.6	10.0	7.2	3.8	2.1	0.8	1.6
	1000 人 以上	41,152	78.6	21.4	8.0	2.5	2.8	2.0	3.5	2.6
産業分類	建設業	6,465	85.2	14.8	0.4	4.7	3.2	1.9	1.4	3.1
	製造業	30,342	81.8	18.2	4.9	4.1	1.4	1.9	3.6	2.3
	情報通信業	9,147	88.1	11.9	1.9	1.1	2.0	3.4	2.0	1.5
	運輸業	9,689	76.9	23.1	6.2	8.2	5.4	1.4	1.3	0.7
	卸売・小売業	17,732	74.6	25.4	14.1	2.9	2.5	2.5	1.4	2.0
	金融・保険業	3,879	85.9	14.1	1.4	4.5	1.5	3.9	2.4	0.4
	不動産業	1,377	63.2	36.8	8.0	9.3	8.9	8.9	1.7	-
	飲食店、宿泊業	1,956	30.6	69.4	61.2	1.6	4.3	0.3	0.1	1.9
	医療、福祉	9,034	69.4	30.6	19.9	1.9	3.0	1.0	0.6	4.2
	教育、学習支援業	6,499	63.3	36.7	13.4	2.5	15.9	1.0	1.3	2.6
	複合サービス事業	487	91.0	9.0	4.7	2.7	0.8	-	-	0.8
サービス業	15,308	62.7	37.3	11.9	7.4	8.1	4.0	3.7	2.2	

(女 性)

区 分	集計 労働者数	正社員	非正社員	パートタイム	嘱託	契約	出向	派遣	その他	
				労働者	社員	社員	社員	労働者		
全 体	人	%	%	%	%	%	%	%	%	
平成 21 年	102,982	39.6	60.4	40.4	1.4	7.7	0.9	7.3	2.7	
平成 22 年	80,372	47.3	52.7	37.4	1.4	4.6	0.8	6.0	2.6	
( 労 組 あり )	35,723	46.4	53.6	34.6	1.6	5.5	1.0	7.6	3.3	
企業規模	30 人 ~ 99 人	16,384	46.0	54.0	41.9	1.6	3.4	0.8	4.0	2.3
	100 人 ~ 499 人	25,033	44.8	55.2	39.0	1.5	6.2	0.9	5.2	2.4
	500 人 ~ 999 人	11,192	52.1	47.9	34.7	2.0	5.2	0.6	4.1	1.3
	1000 人 以上	27,763	48.3	51.7	34.5	1.0	3.6	0.8	8.5	3.4
産業分類	建設業	971	56.8	43.2	10.4	0.6	6.2	0.4	25.5	-
	製造業	12,013	45.7	54.3	36.6	1.7	2.9	0.4	9.2	3.6
	情報通信業	3,052	49.9	50.1	32.2	1.0	6.4	1.6	7.8	1.1
	運輸業	1,890	44.5	55.5	33.6	1.8	9.0	1.0	9.0	1.1
	卸売・小売業	15,821	31.1	68.9	58.4	0.8	2.9	0.5	3.6	2.8
	金融・保険業	4,243	50.6	49.4	16.3	3.3	5.3	1.7	22.4	0.3
	不動産業	689	51.4	48.6	29.9	7.4	4.5	-	6.8	-
	飲食店、宿泊業	2,192	9.2	90.8	84.6	0.3	4.2	-	0.5	1.3
	医療、福祉	24,784	64.4	35.6	27.6	1.3	2.6	0.3	1.7	2.1
	教育、学習支援業	6,075	50.3	49.7	25.1	1.1	13.6	0.4	5.8	3.6
	複合サービス事業	193	51.3	48.7	40.4	2.1	4.1	-	1.0	1.0
サービス業	8,449	33.8	66.2	41.8	1.7	7.5	3.2	7.9	4.1	

※ 「その他」は、臨時・日雇労働者を含む。

## (2) 労働者数の増減

労働者数の前年に比べた増減傾向の割合(表1-3)をみると、男女(出向社員、派遣労働者を除く)ともに「横ばい」とする事業所が最も高くなっており、次いで「増加」、「減少」の順となっているのに対し、「出向社員、派遣労働者」の女性では、「減少」が「増加」を上回った。

「増加」したとする事業所を企業規模別にみると、男性(出向社員、派遣労働者を除く)では「100人～499人」が21.0%で最も高く、次いで「30人～99人」17.4%、「500人～999人」16.7%の順となっている。女性(出向社員、派遣労働者を除く)においても「100人～499人」が18.3%で最も高く、次いで「1000人以上」15.3%、「30人～99人」15.1%となっている。

「出向社員、派遣労働者」が「増加」したとする事業所を企業規模別でみると、男性では「30人～99人」が14.6%で最も高く、次いで「1000人以上」12.5%、「100人～499人」11.5%の順となっている。女性においても「30人～99人」が15.1%で最も高く、次いで「100人～499人」11.3%、「1000人以上」9.6%の順となっており、男女ともに「500人～999人」が最も低くなっている。

また、就業形態別(表1-4)にみると、「正社員」・「派遣労働者」では男女ともに「減少」が「増加」を上回る一方、「パートタイム労働者」・「嘱託社員」・「契約社員」・「出向社員」においては男女ともに「増加」が「減少」を上回った。

表1-3 前年と比べた増減傾向

(出向社員、派遣労働者を除く労働者)

区 分	集計 事業所数	男性			女性		
		増加	横ばい	減少	増加	横ばい	減少
全 体	件	%	%	%	%	%	%
平成21年	2,156	22.9	56.7	20.4	19.2	62.7	18.1
平成22年	2,059	18.0	64.5	17.4	15.8	69.5	14.7
(労組あり)	714	17.6	63.0	19.4	14.8	70.2	15.1
企業規模							
30人～99人	900	17.4	65.7	16.9	15.1	71.5	13.4
100人～499人	579	21.0	62.1	16.9	18.3	66.0	15.6
500人～999人	161	16.7	65.6	17.7	11.9	72.3	15.8
1000人以上	419	15.6	65.4	19.0	15.3	69.4	15.4
産業分類							
建設業	84	16.9	65.0	18.1	10.7	78.5	10.7
製造業	400	22.1	59.9	18.0	13.4	70.8	15.8
情報通信業	91	21.6	60.3	18.1	15.2	64.7	20.1
運輸業	157	16.8	60.3	22.9	11.9	75.5	12.6
卸売・小売業	469	15.0	65.0	20.0	12.3	72.2	15.5
金融・保険業	60	9.1	79.5	11.4	11.4	75.0	13.6
不動産業	20	14.6	75.0	10.4	10.4	79.2	10.4
飲食店、宿泊業	85	10.7	75.7	13.6	12.1	76.4	11.5
医療、福祉	282	20.5	71.4	8.0	28.8	59.1	12.1
教育、学習支援業	115	18.9	65.0	16.1	21.6	62.9	15.5
複合サービス事業	17	19.5	61.0	19.5	18.6	69.8	11.6
サービス業	279	18.2	60.1	21.7	12.2	71.5	16.4

(出向社員、派遣労働者)

区 分	集計 事業所数	男性			女性		
		増加	横ばい	減少	増加	横ばい	減少
全 体	件	%	%	%	%	%	%
平成21年	2,156	12.9	65.4	21.7	10.8	66.8	22.5
平成22年	2,059	12.3	75.8	11.9	11.7	75.6	12.7
(労組あり)	714	12.5	73.0	14.5	10.4	75.6	14.0
企業規模							
30人～99人	900	14.6	74.1	11.4	15.1	74.4	10.5
100人～499人	579	11.5	76.7	11.8	11.3	76.2	12.6
500人～999人	161	7.5	83.2	9.3	8.9	79.7	11.4
1000人以上	419	12.5	73.8	13.7	9.6	74.6	15.8
産業分類							
建設業	84	15.9	75.0	9.1	4.5	84.1	11.4
製造業	400	16.5	67.8	15.7	12.1	74.9	13.0
情報通信業	91	13.4	76.1	10.4	11.5	73.8	14.8
運輸業	157	9.9	76.1	14.1	6.1	75.8	18.2
卸売・小売業	469	11.5	79.1	9.4	10.9	76.6	12.5
金融・保険業	60	7.7	79.5	12.8	5.9	74.5	19.6
不動産業	20	16.7	72.2	11.1	21.4	71.4	7.1
飲食店、宿泊業	85	3.1	93.8	3.1	5.9	94.1	-
医療、福祉	282	14.1	78.2	7.7	21.1	64.0	14.9
教育、学習支援業	115	6.7	86.7	6.7	16.1	78.2	5.7
複合サービス事業	17	-	100.0	-	16.7	83.3	-
サービス業	279	11.4	72.3	16.3	9.9	76.7	13.4

表 1 - 4 就業形態別労働者数の増減傾向

区 分	正社員		パートタイム労働者		嘱託社員		契約社員	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
増 加 (%)	17.7	14.9	15.8	18.6	21.7	13.9	17.7	14.0
横ばい (%)	58.3	68.1	70.5	65.3	67.7	80.3	68.8	72.9
減 少 (%)	24.0	17.0	13.7	16.1	10.6	5.8	13.5	13.2

区 分	出向社員		派遣労働者		その他	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
増 加 (%)	13.4	4.8	11.3	15.5	6.9	8.2
横ばい (%)	77.1	92.2	74.5	66.6	86.2	87.4
減 少 (%)	9.6	3.0	14.2	17.9	6.9	4.4

### (3) 正社員への登用

非正社員から正社員への登用制度(表1-5)についてみると、「ある」とした事業所の割合は、63.2%となっており、「ない」とした事業所の割合は36.8%となっている。

また、正社員への登用実績(表1-6)をみると、登用制度が「ある」事業所では37.9%となっており、「ない」事業所では9.4%となっている。

これを就業形態別にみると、「パートタイム労働者」が登用制度の「ある」事業所の17.9%、「ない」事業所の4.1%で、ともに最も高くなっている。

また、産業分類別にみると、「医療、福祉」では登用制度の「ある」事業所の58.5%、「ない」事業所の35.1%で、ともに最も高くなっている。

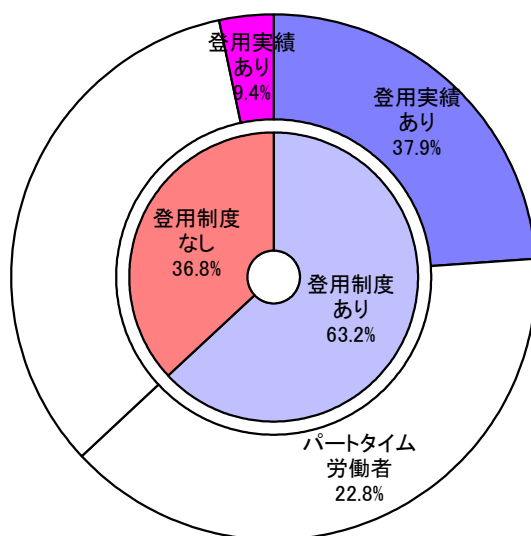
表 1 - 5 正社員への登用制度

区 分	集計事業所数	ある	ない
全体	件	%	%
平成21年	2,155	60.0	40.0
平成22年	2,082	63.2	36.8
(労組あり)	719	63.8	36.2

表 1 - 6 正社員への登用実績

区 分	正社員への登用制度あり								正社員への登用制度なし							
	集計 事業所 数	ある	パート タイム 労働者	契約社 員	派遣労 働者	その他	ない	集計 事業所 数	ある	パート タイム 労働者	契約社 員	派遣労 働者	その他	ない		
															件	%
全 体	1,292	46.7	20.8	20.6	-	8.3	53.3	863	12.5	4.8	4.1	-	4.4	87.5		
平成 21 年	1,310	37.9	17.9	15.4	5.5	2.3	62.1	764	9.4	4.1	2.6	2.6	0.8	90.6		
平成 22 年 ( 労 組 あ り )	458	32.5	8.7	18.3	5.2	2.2	67.5	260	10.0	2.3	5.0	2.7	1.2	90.0		
企業規模	30 人 ~ 99 人	510	40.2	21.8	12.0	4.7	3.3	59.8	399	9.3	4.5	1.0	3.3	0.8	90.7	
	100 人 ~ 499 人	376	45.7	19.7	20.2	8.2	2.4	54.3	206	9.2	4.4	3.9	1.9	-	90.8	
	500 人 ~ 999 人	98	34.7	15.3	19.4	4.1	1.0	65.3	62	16.1	3.2	9.7	-	3.2	83.9	
	1000 人 以 上	326	26.4	10.7	14.1	4.0	0.9	73.6	97	6.2	2.1	2.1	3.1	1.0	93.8	
産業分類	建設業	39	15.4	5.1	5.1	2.6	2.6	84.6	45	11.1	-	2.2	6.7	2.2	88.9	
	製造業	212	31.1	12.3	10.4	10.8	2.4	68.9	189	6.3	1.6	1.6	3.7	-	93.7	
	情報通信業	43	41.9	2.3	32.6	7.0	4.7	58.1	47	8.5	-	4.3	6.4	-	91.5	
	運輸業	98	49.0	10.2	31.6	4.1	5.1	51.0	60	10.0	5.0	1.7	1.7	1.7	90.0	
	卸売・小売業	297	24.9	11.4	8.4	4.0	1.7	75.1	173	5.8	2.9	1.2	2.3	-	94.2	
	金融・保険業	42	26.2	2.4	11.9	11.9	2.4	73.8	17	5.9	-	-	-	5.9	94.1	
	不動産業	9	33.3	11.1	11.1	11.1	-	66.7	11	-	-	-	-	-	100.0	
	飲食店, 宿泊業	74	32.4	25.7	6.8	1.4	1.4	67.6	11	9.1	9.1	-	-	-	90.9	
	医療, 福祉	234	58.5	45.3	12.4	6.8	2.1	41.5	57	35.1	33.3	3.5	1.8	-	64.9	
	教育, 学習支援業	74	47.3	10.8	35.1	-	1.4	52.7	44	20.5	-	15.9	-	4.5	79.5	
	複合サービス事業	15	-	-	-	-	-	100.0	2	-	-	-	-	-	100.0	
サービス業	173	43.4	15.6	24.3	3.5	2.3	56.6	108	3.7	-	1.9	0.9	0.9	96.3		

図 1 - 2 正社員への登用状況



## 2 労働時間

### (1) 1日の所定労働時間

1日の所定労働時間(就業規則等で定められた労働時間で、休憩時間を除いたもの)をみると、「正社員」では、「7時間半超～8時間以下」がすべての企業規模で最も多く、産業分類別においても「金融・保険業」を除き最も多くなっている。

「1日の平均所定労働時間」を就業形態別にみると、「正社員」が7時間43分で最も長くなっており、「出向社員」7時間35分、「契約社員」7時間29分、「嘱託社員」の7時間27分と続き、「パートタイム労働者」の5時間51分が最も短くなっている。

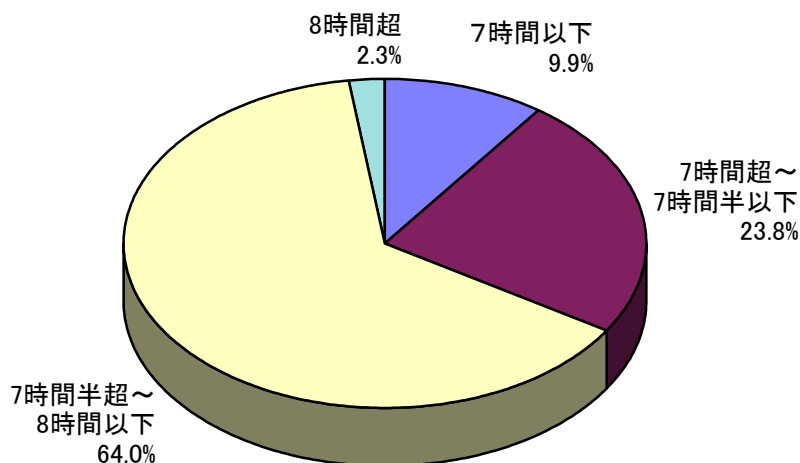
これを産業分類別にみると、「正社員」では「飲食店、宿泊業」が7時間53分で最も長くなっており、最も短い「金融・保険業」の7時間32分との差は21分となっている。

また、「パートタイム労働者」では、「複合サービス事業」が6時間23分で最も長くなっており、最も短い「教育、学習支援業」の5時間15分との差は1時間8分となっている。

表2-1 1日の所定労働時間

(正社員)		6時間以下	6時間超～6時間半以下	6時間半超～7時間以下	7時間超～7時間半以下	7時間半超～8時間以下	8時間超	1日の平均所定労働時間
全	体	%	%	%	%	%	%	時間：分
平	成 21 年	0.2	0.6	9.8	23.2	64.2	2.0	7:44
平	成 22 年	0.1	0.3	9.5	23.8	64.0	2.3	7:43
( 労 組 あり )		0.1	-	8.5	22.9	66.9	1.5	7:43
企 業 規 模	30 人 ～ 99 人	-	0.4	11.2	21.7	63.5	3.2	7:44
	100 人 ～ 499 人	0.3	0.3	9.7	26.9	60.3	2.4	7:41
	500 人 ～ 999 人	0.6	-	17.4	26.7	54.0	1.2	7:36
	1000 人 以上	-	-	2.8	22.9	73.8	0.5	7:46
産 業 分 類	建 設 業	-	-	6.0	17.9	76.2	-	7:48
	製 造 業	0.2	-	3.7	16.0	77.6	2.5	7:48
	情 報 通 信 業	-	-	7.8	33.3	57.8	1.1	7:42
	運 輸 業	-	-	9.5	19.6	65.2	5.7	7:47
	卸 売 ・ 小 売 業	0.2	-	7.2	24.5	65.7	2.3	7:44
	金 融 ・ 保 険 業	-	-	16.9	49.2	33.9	-	7:32
	不 動 産 業	-	5.0	20.0	15.0	60.0	-	7:33
	飲 食 店 ， 宿 泊 業	-	-	7.1	12.9	72.9	7.1	7:53
	医 療 ， 福 祉	-	0.7	14.8	31.6	51.9	1.0	7:37
	教 育 ， 学 習 支 援 業	-	-	19.0	23.3	54.3	3.4	7:38
	複 合 サ ー ビ ス 事 業	-	-	5.9	17.6	76.5	-	7:51
サ ー ビ ス 業	0.4	1.1	12.6	25.9	59.0	1.1	7:39	

図2-1 正社員の1日の所定労働時間



## (パートタイム労働者)

区 分	4時間以下	4時間超～5時間以下	5時間超～6時間以下	6時間超～7時間以下	7時間超～8時間以下	8時間超	1日の平均所定労働時間
全 体	%	%	%	%	%	%	時間：分
平成 21 年	17.7	22.6	18.5	19.2	21.6	0.4	5:53
平成 22 年	18.5	23.2	17.8	19.7	20.6	0.2	5:51
( 労 組 あり )	19.2	21.9	16.0	21.5	21.3	-	5:52
企業規模							
30 人 ～ 99 人	19.4	22.7	18.8	17.9	20.7	0.5	5:50
100 人 ～ 499 人	16.6	20.2	20.7	21.2	21.2	-	5:57
500 人 ～ 999 人	16.3	26.0	12.2	26.8	18.7	-	5:53
1000 人 以上	19.8	27.2	14.1	18.4	20.5	-	5:47
産業分類							
建設業	12.1	18.2	12.1	30.3	27.3	-	6:19
製造業	9.3	17.0	22.8	24.6	26.0	0.3	6:17
情報通信業	10.7	14.3	21.4	28.6	21.4	3.6	6:10
運輸業	16.7	23.3	17.8	15.6	26.7	-	6:02
卸売・小売業	23.2	30.9	17.7	13.1	15.0	-	5:30
金融・保険業	-	36.7	23.3	33.3	6.7	-	6:02
不動産業	42.9	14.3	7.1	21.4	14.3	-	5:25
飲食店、宿泊業	33.8	32.5	11.3	3.8	18.8	-	5:19
医療、福祉	17.7	21.4	18.8	21.4	20.7	-	5:54
教育、学習支援業	31.6	24.2	12.6	16.8	14.7	-	5:15
複合サービス事業	7.1	14.3	21.4	35.7	21.4	-	6:23
サービス業	17.1	18.3	14.0	25.0	25.0	0.6	6:06

## (嘱託社員)

区 分	6時間以下	6時間超～6時間半以下	6時間半超～7時間以下	7時間超～7時間半以下	7時間半超～8時間以下	8時間超	1日の平均所定労働時間
全 体	%	%	%	%	%	%	時間：分
平成 21 年	5.0	0.7	10.1	25.1	57.7	1.3	7:34
平成 22 年	5.9	0.6	11.7	27.9	52.6	1.3	7:27
( 労 組 あり )	4.4	0.3	12.3	26.1	56.1	0.8	7:29
企業規模							
30 人 ～ 99 人	7.9	0.6	11.0	24.3	54.3	1.9	7:25
100 人 ～ 499 人	6.6	1.0	13.8	29.1	48.1	1.4	7:25
500 人 ～ 999 人	3.3	-	17.4	27.2	51.1	1.1	7:30
1000 人 以上	2.8	-	6.7	32.8	57.8	-	7:31
産業分類							
建設業	-	-	7.1	19.0	73.8	-	7:46
製造業	6.6	0.4	6.2	17.2	68.3	1.3	7:33
情報通信業	3.2	3.2	19.4	38.7	35.5	-	7:24
運輸業	1.3	-	11.8	25.0	57.9	3.9	7:42
卸売・小売業	5.2	-	10.8	30.4	53.1	0.5	7:29
金融・保険業	2.9	2.9	26.5	44.1	23.5	-	7:21
不動産業	-	9.1	18.2	18.2	54.5	-	7:29
飲食店、宿泊業	21.4	-	14.3	21.4	42.9	-	7:06
医療、福祉	13.7	-	15.8	42.1	28.4	-	6:55
教育、学習支援業	9.1	-	22.7	25.0	40.9	2.3	7:21
複合サービス事業	14.3	-	14.3	28.6	42.9	-	7:08
サービス業	2.9	1.0	10.7	34.0	48.5	2.9	7:30

## (契約社員)

区 分	6時間以下	6時間超～6時間半以下	6時間半超～7時間以下	7時間超～7時間半以下	7時間半超～8時間以下	8時間超	1日の平均所定労働時間
全 体	%	%	%	%	%	%	時間：分
平成 21 年	5.4	0.8	7.9	21.9	62.1	2.0	7:32
平成 22 年	6.1	0.6	10.0	24.0	57.2	2.0	7:29
( 労 組 あり )	5.6	0.3	10.3	21.6	59.1	3.0	7:29
企業規模							
30 人 ～ 99 人	11.8	1.8	9.5	20.4	54.8	1.8	7:16
100 人 ～ 499 人	5.0	-	9.1	30.0	53.6	2.3	7:32
500 人 ～ 999 人	2.9	-	22.9	27.1	42.9	4.3	7:30
1000 人 以上	1.7	-	6.8	19.9	70.5	1.1	7:42
産業分類							
建設業	-	-	-	20.7	79.3	-	7:50
製造業	4.5	0.9	2.7	18.2	71.8	1.8	7:38
情報通信業	4.9	-	4.9	31.7	58.5	-	7:36
運輸業	1.9	-	13.2	11.3	66.0	7.5	7:44
卸売・小売業	3.1	-	7.1	26.0	60.6	3.1	7:41
金融・保険業	5.3	-	15.8	47.4	31.6	-	7:25
不動産業	-	-	33.3	33.3	33.3	-	7:24
飲食店, 宿泊業	-	-	31.3	25.0	43.8	-	7:29
医療, 福祉	20.3	-	10.1	20.3	48.1	1.3	6:52
教育, 学習支援業	14.3	1.3	22.1	24.7	36.4	1.3	7:02
複合サービス事業	-	-	-	-	100.0	-	8:00
サービス業	1.6	1.6	10.4	29.6	55.2	1.6	7:35

## (出向社員)

区 分	6時間以下	6時間超～6時間半以下	6時間半超～7時間以下	7時間超～7時間半以下	7時間半超～8時間以下	8時間超	1日の平均所定労働時間
全 体	%	%	%	%	%	%	時間：分
平成 21 年	1.0	-	7.1	25.1	65.8	1.0	7:41
平成 22 年	2.0	0.3	7.4	31.5	57.6	1.1	7:35
( 労 組 あり )	1.1	0.6	9.6	26.0	61.6	1.1	7:36
企業規模							
30 人 ～ 99 人	1.9	-	8.3	27.8	59.3	2.8	7:39
100 人 ～ 499 人	3.4	-	10.9	30.3	55.5	-	7:32
500 人 ～ 999 人	2.9	2.9	11.4	40.0	40.0	2.9	7:23
1000 人 以上	-	-	-	34.5	65.5	-	7:41
産業分類							
建設業	-	-	10.5	21.1	68.4	-	7:43
製造業	-	-	3.9	14.5	78.9	2.6	7:45
情報通信業	-	-	12.5	50.0	33.3	4.2	7:36
運輸業	-	-	8.0	20.0	68.0	4.0	7:44
卸売・小売業	2.5	-	5.0	37.5	55.0	-	7:35
金融・保険業	-	-	16.7	75.0	8.3	-	7:22
不動産業	-	-	18.2	27.3	54.5	-	7:34
飲食店, 宿泊業	-	-	-	-	100.0	-	8:00
医療, 福祉	20.0	-	-	40.0	40.0	-	6:49
教育, 学習支援業	5.6	-	22.2	50.0	22.2	-	7:15
複合サービス事業	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	-	1.6	6.5	30.6	61.3	-	7:40



## (派遣労働者)

区 分	6時間以下	6時間超～6時間半以下	6時間半超～7時間以下	7時間超～7時間半以下	7時間半超～8時間以下	8時間超	1日の平均所定労働時間
全 体	%	%	%	%	%	%	時間：分
平成 21 年	9.4	0.8	13.4	22.4	52.6	1.3	7:23
平成 22 年	11.8	0.5	16.5	21.3	49.0	1.0	7:15
( 労 組 あり )	12.1	0.3	16.9	20.0	50.7	-	7:12
企業規模							
30 人 ～ 99 人	14.3	-	19.6	15.9	48.1	2.1	7:14
100 人 ～ 499 人	9.1	-	15.9	23.1	51.0	1.0	7:20
500 人 ～ 999 人	7.7	1.5	23.1	26.2	41.5	-	7:15
1000 人 以上	14.1	1.2	11.0	23.3	50.3	-	7:11
産業分類							
建設業	-	3.6	3.6	21.4	71.4	-	7:45
製造業	5.1	-	8.0	16.8	68.6	1.5	7:36
情報通信業	5.0	-	12.5	37.5	42.5	2.5	7:32
運輸業	2.6	-	21.1	13.2	60.5	2.6	7:35
卸売・小売業	16.8	0.8	12.2	23.7	46.6	-	7:01
金融・保険業	20.0	-	40.0	16.7	23.3	-	6:58
不動産業	10.0	-	30.0	30.0	30.0	-	7:10
飲食店、宿泊業	25.0	-	-	25.0	50.0	-	6:52
医療、福祉	18.6	1.4	17.1	24.3	37.1	1.4	7:01
教育、学習支援業	29.8	-	34.0	12.8	21.3	2.1	6:29
複合サービス事業	-	-	-	100.0	-	-	7:30
サービス業	7.9	-	21.3	22.5	48.3	-	7:21

## (その他：臨時・日雇労働者等)

区 分	4時間以下	4時間超～5時間以下	5時間超～6時間以下	6時間超～7時間以下	7時間超～8時間以下	8時間超	1日の平均所定労働時間
全 体	%	%	%	%	%	%	時間：分
平成 21 年	21.7	8.3	4.6	11.1	52.5	1.8	6:30
平成 22 年	28.3	5.2	5.6	11.2	47.2	2.6	6:13
( 労 組 あり )	30.1	3.9	5.8	10.7	49.5	-	6:12
企業規模							
30 人 ～ 99 人	22.8	7.6	9.8	12.0	44.6	3.3	6:20
100 人 ～ 499 人	15.0	6.7	5.0	13.3	55.0	5.0	6:41
500 人 ～ 999 人	17.6	-	5.9	29.4	47.1	-	6:36
1000 人 以上	51.6	1.6	-	3.1	43.8	-	5:32
産業分類							
建設業	-	-	-	-	100.0	-	7:58
製造業	14.6	-	7.3	12.2	65.9	-	6:55
情報通信業	-	-	-	11.1	88.9	-	7:41
運輸業	21.4	-	7.1	14.3	57.1	-	6:41
卸売・小売業	52.9	3.9	3.9	7.8	31.4	-	5:29
金融・保険業	42.9	14.3	-	-	42.9	-	5:12
不動産業	-	-	-	-	-	-	-
飲食店、宿泊業	33.3	-	33.3	-	33.3	-	5:45
医療、福祉	41.5	7.3	2.4	9.8	26.8	12.2	5:31
教育、学習支援業	30.4	13.0	4.3	30.4	21.7	-	5:22
複合サービス事業	-	-	-	-	100.0	-	8:00
サービス業	6.3	9.4	12.5	9.4	59.4	3.1	7:00

## (2) 週所定労働時間

週所定労働時間をみると、「正社員」では、「40時間」が45.9%で最も多く、「40時間」未満の事業所を合わせると全体の93.7%を占めている。また、「パートタイム労働者」では、「30時間以上～32時間未満」・「24時間以上～26時間未満」がともに13.4%で最も多く、次いで「20時間以上22時間未満」が11.7%となっている。

「平均週所定労働時間」をみると、「正社員」は39時間13分となっており、「パートタイム労働者」27時間22分との差は11時間51分となっている。

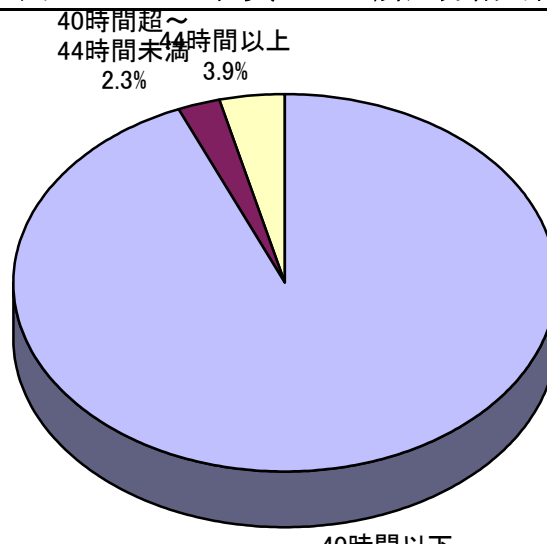
企業規模別にみると、「正社員」では、「30人～99人」が39時間38分で最も長く、次いで「1000人以上」38時間59分、「100人～499人」38時間55分となっており、「500人～999人」の38時間36分が最も短くなっている。また、「パートタイム労働者」では、「100人～499人」が27時間49分で最も長く、「1000人以上」が26時間50分で最も短くなっている。

産業分類別にみると、「正社員」では、「飲食店、宿泊業」が40時間41分で最も長く、次いで「運輸業」40時間02分、「建設業」39時間41分の順となっている。また、「パートタイム労働者」では、「複合サービス事業」が31時間58分で最も長く、次いで「製造業」30時間27分、「運輸業」28時間44分と続いている。

表 2-2 週所定労働時間

区 分		36時間未満	36時間以上～38時間未満	38時間以上～40時間未満	40時間	40時間超～42時間未満	42時間以上～44時間未満	44時間以上～46時間未満	46時間以上～48時間未満	48時間以上	平均週所定労働時間
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	時間：分
全	体										
平	成 21 年	6.2	18.7	21.4	48.0	0.5	1.5	1.5	0.3	1.8	39:12
平	成 22 年	5.2	19.1	23.5	45.9	1.1	1.2	1.5	0.1	2.3	39:13
(	労 組 あり)	5.7	22.9	29.2	38.7	0.8	1.0	0.6	0.1	1.0	38:52
企	業										
規	模										
30	人～99人	5.6	13.7	19.5	50.2	1.8	1.9	2.9	0.2	4.2	39:38
100	人～499人	6.0	23.1	26.0	40.8	0.9	1.0	0.9	-	1.4	38:55
500	人～999人	7.5	27.5	23.1	40.6	0.6	-	-	-	0.6	38:36
1000	人以上	2.1	22.0	29.1	45.6	0.2	0.5	0.2	-	0.2	38:59
産	業										
分	類										
建	設 業	4.8	10.7	17.9	59.5	1.2	-	2.4	-	3.6	39:41
製	造 業	2.8	14.5	34.0	42.3	2.3	1.3	2.3	0.5	0.3	39:11
情	報 通 信 業	7.8	33.3	20.0	36.7	-	-	1.1	-	1.1	38:37
運	輸 業	5.7	7.6	20.3	53.8	1.9	3.8	2.5	-	4.4	40:02
卸	売・小売業	4.5	20.9	24.7	43.3	0.9	1.3	0.9	-	3.6	39:18
金	融・保険業	15.3	49.2	8.5	25.4	-	-	-	-	1.7	37:55
不	動 産 業	25.0	10.0	20.0	40.0	-	5.0	-	-	-	38:09
飲	食 店、宿 泊 業	2.4	5.9	9.4	63.5	3.5	2.4	3.5	-	9.4	40:41
医	療、福 祉	5.8	22.3	23.6	45.9	0.3	0.7	1.0	-	0.3	38:51
教	育、学 習 支 援 業	4.3	18.1	22.4	52.6	-	-	1.7	-	0.9	38:54
複	合 サービス 事業	-	23.5	-	76.5	-	-	-	-	-	39:21
サ	ー ビ ス 業	6.1	22.3	20.9	44.6	0.7	1.1	1.4	-	2.9	39:09

図 2-2 正社員の週の所定労働時間



## (パートタイム労働者)

区 分	16時間未満	16時間以上～18時間未満	18時間以上～20時間未満	20時間以上～22時間未満	22時間以上～24時間未満	24時間以上～26時間未満	26時間以上～28時間未満	28時間以上～30時間未満	30時間以上～32時間未満	32時間以上～34時間未満	34時間以上～36時間未満	36時間以上～38時間未満	38時間以上～40時間未満	40時間以上～42時間未満	42時間以上	平均週所定労働時間
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
全 体	8.3	3.3	4.2	11.0	3.8	13.6	4.1	3.3	14.8	3.3	11.5	5.8	2.7	9.7	0.6	時間：分
平成 21 年	9.3	3.9	3.4	11.7	3.7	13.4	4.7	4.0	13.4	3.9	10.3	4.6	3.4	9.3	1.0	27:43
平成 22 年	8.1	4.9	3.8	12.9	4.4	11.2	3.8	4.4	13.6	3.2	11.7	5.1	3.6	8.7	0.6	27:22
( 労 組 あり )	8.1	4.9	3.8	12.9	4.4	11.2	3.8	4.4	13.6	3.2	11.7	5.1	3.6	8.7	0.6	27:23
企 業 規 模	12.1	2.5	2.5	11.1	2.9	14.1	4.8	3.7	13.5	4.6	8.6	4.1	3.7	10.2	1.7	27:20
30 人 ～ 99 人	7.5	3.3	3.3	10.3	3.9	13.4	4.6	5.4	15.4	4.9	11.1	4.1	3.9	8.2	0.8	27:49
100 人 ～ 499 人	8.9	3.3	1.6	11.4	5.7	13.8	4.1	4.1	13.8	1.6	16.3	8.9	0.8	5.7	-	27:28
500 人 ～ 999 人	6.0	7.8	6.0	14.9	4.3	11.7	5.0	2.8	10.3	2.1	10.6	4.3	3.5	10.6	-	26:50
1000 人 以 上	18.2	-	-	9.1	-	18.2	3.0	-	3.0	3.0	21.2	3.0	3.0	15.2	3.0	28:25
産 業 分 類	5.2	1.0	1.0	5.6	2.8	12.2	3.8	5.2	16.3	8.3	14.2	6.3	7.6	9.7	0.7	30:27
建 設 業	14.3	3.6	3.6	10.7	-	3.6	-	10.7	21.4	3.6	7.1	10.7	3.6	7.1	-	27:01
製 造 業	6.7	2.2	1.1	11.2	5.6	14.6	3.4	3.4	18.0	3.4	4.5	2.2	5.6	14.6	3.4	28:44
情 報 通 信 業	8.9	4.0	4.0	13.8	4.9	18.0	5.8	3.1	12.5	1.5	8.9	3.7	1.2	8.3	1.5	26:28
運 輸 業	-	10.3	10.3	3.4	-	13.8	6.9	3.4	10.3	13.8	17.2	6.9	-	3.4	-	28:12
卸 売 ・ 小 売 業	14.3	7.1	21.4	28.6	-	-	7.1	-	-	-	14.3	-	-	7.1	-	22:20
金 融 ・ 保 険 業	13.8	20.0	3.8	18.8	3.8	7.5	1.3	2.5	10.0	2.5	2.5	1.3	2.5	10.0	-	23:11
不 動 産 業	8.7	1.9	4.5	15.5	3.8	14.4	6.4	5.3	11.4	4.5	9.5	5.3	2.3	6.4	-	26:32
飲 食 店 ， 宿 泊 業	24.2	4.2	5.3	10.5	2.1	12.6	2.1	4.2	15.8	1.1	7.4	2.1	3.2	5.3	-	23:23
医 療 ， 福 祉	-	-	-	7.1	7.1	7.1	-	-	28.6	-	28.6	-	-	21.4	-	31:58
教 育 ， 学 習 支 援 業	8.6	4.3	2.5	10.4	4.3	9.8	6.1	3.1	12.3	1.8	11.7	6.1	3.1	14.1	1.8	28:31
複 合 サ ー ビ ス 事 業																
サ ー ビ ス 業																

## (嘱託社員)

区 分	36時間未満	36時間以上～38時間未満	38時間以上～40時間未満	40時間	40時間超～42時間未満	42時間以上～44時間未満	44時間以上～46時間未満	46時間以上～48時間未満	48時間以上	平均週所定労働時間
		%	%		%	%	%	%		
全 体	18.5	20.1	22.6	36.5	0.3	0.9	0.6	-	0.5	37:07
平成 21 年	21.4	23.3	23.4	28.8	0.8	1.0	0.7	0.1	0.5	36:25
平成 22 年	19.8	25.3	27.9	25.8	0.5	0.5	0.3	-	-	36:42
( 労 組 あり )										
企 業 規 模	25.2	16.1	19.2	33.4	1.6	1.3	1.9	0.3	0.9	35:55
30 人 ～ 99 人	24.1	26.6	22.1	25.2	0.7	1.4	-	-	-	36:18
100 人 ～ 499 人	15.2	25.0	29.3	28.3	-	1.1	-	-	1.1	37:35
500 人 ～ 999 人	13.3	30.0	30.0	26.7	-	-	-	-	-	36:53
1000 人 以 上										
産 業 分 類	9.5	16.7	19.0	52.4	2.4	-	-	-	-	38:38
建 設 業	20.3	18.1	30.8	26.4	1.8	0.4	1.3	0.4	0.4	36:32
製 造 業	38.7	29.0	19.4	12.9	-	-	-	-	-	35:33
情 報 通 信 業	15.8	11.8	30.3	38.2	1.3	1.3	-	-	1.3	38:03
運 輸 業	17.0	25.8	24.7	28.4	0.5	2.6	0.5	-	0.5	37:17
卸 売 ・ 小 売 業	35.3	44.1	2.9	17.6	-	-	-	-	-	36:20
金 融 ・ 保 険 業	18.2	18.2	36.4	27.3	-	-	-	-	-	36:30
不 動 産 業	28.6	7.1	14.3	50.0	-	-	-	-	-	31:52
飲 食 店 ， 宿 泊 業	30.2	31.3	21.9	15.6	-	-	1.0	-	-	33:18
医 療 ， 福 祉	25.0	13.6	18.2	43.2	-	-	-	-	-	35:58
教 育 ， 学 習 支 援 業	28.6	28.6	-	42.9	-	-	-	-	-	33:47
複 合 サ ー ビ ス 事 業	20.4	32.0	14.6	29.1	-	1.9	1.0	-	1.0	36:34
サ ー ビ ス 業										

## (契約社員)

区 分		36時間未満	36時間以上～38時間未満	38時間以上～40時間未満	40時間	40時間超～42時間未満	42時間以上～44時間未満	44時間以上～46時間未満	46時間以上～48時間未満	48時間以上	平均週所定労働時間
全 体		%	%	%	%	%	%	%	%	%	時間：分
平成 21 年		14.4	19.2	21.2	42.6	0.7	0.1	0.7	0.1	0.9	37:25
平成 22 年		14.7	20.5	22.8	38.7	0.9	1.0	0.6	0.1	0.7	37:01
( 労 組 あり )		13.9	19.2	27.8	36.4	1.0	1.0	-	0.3	0.3	37:16
企業規模	30 人 ～ 99 人	21.7	14.9	17.6	40.3	1.4	1.4	0.9	0.5	1.4	35:26
	100 人 ～ 499 人	14.0	24.8	23.9	34.2	0.9	0.5	0.9	-	0.9	37:16
	500 人 ～ 999 人	15.7	31.4	17.1	31.4	1.4	2.9	-	-	-	37:27
	1000 人 以上	6.3	17.7	30.3	45.1	-	0.6	-	-	-	38:31
産業分類	建設業	-	17.2	24.1	58.6	-	-	-	-	-	39:19
	製造業	10.9	16.4	34.5	31.8	2.7	1.8	0.9	0.9	-	37:39
	情報通信業	12.2	31.7	17.1	39.0	-	-	-	-	-	37:40
	運輸業	13.2	7.5	18.9	50.9	1.9	1.9	-	-	5.7	39:25
	卸売・小売業	13.3	21.9	20.3	39.1	1.6	2.3	0.8	-	0.8	37:38
	金融・保険業	16.7	50.0	11.1	22.2	-	-	-	-	-	37:17
	不動産業	-	33.3	50.0	16.7	-	-	-	-	-	38:00
	飲食店、宿泊業	6.3	12.5	31.3	50.0	-	-	-	-	-	38:49
	医療、福祉	30.0	12.5	18.8	38.8	-	-	-	-	-	32:20
	教育、学習支援業	24.7	20.8	19.5	33.8	-	-	-	-	1.3	35:20
複合サービス事業	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	40:00
サービス業	10.4	27.2	23.2	36.8	-	0.8	1.6	-	-	37:41	

## (出向社員)

区 分		36時間未満	36時間以上～38時間未満	38時間以上～40時間未満	40時間	40時間超～42時間未満	42時間以上～44時間未満	44時間以上～46時間未満	46時間以上～48時間未満	48時間以上	平均週所定労働時間
全 体		%	%	%	%	%	%	%	%	%	時間：分
平成 21 年		8.6	25.2	29.1	34.3	0.5	1.0	0.2	-	1.0	38:27
平成 22 年		9.7	27.8	32.1	27.8	0.9	0.9	0.6	0.3	-	38:00
( 労 組 あり )		10.2	25.4	37.9	23.7	1.7	0.6	-	0.6	-	38:06
企業規模	30 人 ～ 99 人	10.2	22.2	32.4	29.6	0.9	1.9	1.9	0.9	-	38:21
	100 人 ～ 499 人	15.1	27.7	26.1	29.4	0.8	0.8	-	-	-	37:30
	500 人 ～ 999 人	8.6	40.0	28.6	20.0	2.9	-	-	-	-	37:13
	1000 人 以上	2.3	29.9	41.4	26.4	-	-	-	-	-	38:33
産業分類	建設業	15.8	21.1	21.1	36.8	5.3	-	-	-	-	37:57
	製造業	5.3	21.1	50.0	22.4	-	-	-	1.3	-	38:47
	情報通信業	12.5	45.8	16.7	20.8	-	-	4.2	-	-	38:06
	運輸業	8.0	12.0	24.0	48.0	4.0	4.0	-	-	-	39:12
	卸売・小売業	8.8	28.8	35.0	23.8	1.3	2.5	-	-	-	38:15
	金融・保険業	16.7	75.0	8.3	-	-	-	-	-	-	36:50
	不動産業	18.2	18.2	27.3	36.4	-	-	-	-	-	38:06
	飲食店、宿泊業	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	40:00
	医療、福祉	20.0	25.0	30.0	25.0	-	-	-	-	-	32:19
	教育、学習支援業	5.6	22.2	33.3	38.9	-	-	-	-	-	37:36
複合サービス事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	9.7	32.3	25.8	30.6	-	-	1.6	-	-	38:18	

## (派遣労働者)

区 分		36時間未満	36時間以上～38時間未満	38時間以上～40時間未満	40時間	40時間超～42時間未満	42時間以上～44時間未満	44時間以上～46時間未満	46時間以上～48時間未満	48時間以上	平均週所定労働時間
全 体	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	時間：分
平成 21 年	25.2	20.5	23.4	29.6	0.3	0.6	-	-	0.4	36:10	
平成 22 年	28.7	21.0	21.5	27.4	0.2	0.2	0.5	-	0.6	35:39	
( 労 組 あり )	27.6	22.1	25.9	24.1	-	0.3	-	-	-	35:36	
企業規模	30 人 ～ 99 人	32.8	14.8	14.8	33.9	0.5	-	1.6	-	1.6	35:28
	100 人 ～ 499 人	27.3	23.4	25.4	23.0	-	0.5	-	-	0.5	35:57
	500 人 ～ 999 人	26.2	27.7	16.9	29.2	-	-	-	-	-	36:12
	1000 人 以上	26.7	22.4	26.1	24.8	-	-	-	-	-	35:17
産業分類	建設業	10.7	21.4	21.4	42.9	-	-	-	-	3.6	38:30
	製造業	15.3	21.9	36.5	25.5	0.7	-	-	-	-	37:12
	情報通信業	20.0	35.0	12.5	30.0	-	-	2.5	-	-	37:24
	運輸業	23.7	13.2	23.7	34.2	-	-	-	-	5.3	38:08
	卸売・小売業	28.5	25.4	24.6	20.0	-	0.8	-	-	0.8	34:42
	金融・保険業	58.6	17.2	3.4	20.7	-	-	-	-	-	33:39
	不動産業	40.0	20.0	20.0	20.0	-	-	-	-	-	36:08
	飲食店、宿泊業	25.0	25.0	-	50.0	-	-	-	-	-	34:22
	医療、福祉	39.4	15.5	11.3	32.4	-	-	1.4	-	-	34:10
	教育、学習支援業	55.3	10.6	14.9	19.1	-	-	-	-	-	31:05
複合サービス事業	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	37:30	
サービス業	28.1	20.2	15.7	34.8	-	-	1.1	-	-	36:12	

## (その他：臨時・日雇労働者等)

区 分		16時間未満	16時間以上～18時間未満	18時間以上～20時間未満	20時間以上～22時間未満	22時間以上～24時間未満	24時間以上～26時間未満	26時間以上～28時間未満	28時間以上～30時間未満	30時間以上～32時間未満	32時間以上～34時間未満	34時間以上～36時間未満	36時間以上～38時間未満	38時間以上～40時間未満	40時間以上～42時間未満	42時間以上	平均週所定労働時間
全 体	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	時間：分
平成 21 年	19.4	6.0	2.3	2.8	1.4	5.6	0.5	0.5	4.6	-	6.0	8.3	12.5	28.7	1.4	29:13	
平成 22 年	20.3	10.3	1.3	4.7	2.2	3.4	0.4	0.4	2.6	1.7	3.9	11.2	13.4	20.7	3.4	28:16	
( 労 組 あり )	10.7	18.4	1.0	4.9	1.9	1.9	1.0	-	1.9	1.9	3.9	13.6	17.5	19.4	1.9	29:17	
企業規模	30 人 ～ 99 人	22.0	2.2	1.1	7.7	3.3	4.4	-	1.1	6.6	1.1	3.3	12.1	6.6	22.0	6.6	29:17
	100 人 ～ 499 人	18.3	3.3	1.7	1.7	3.3	5.0	1.7	-	-	5.0	6.7	6.7	23.3	21.7	1.7	29:48
	500 人 ～ 999 人	17.6	5.9	-	-	-	5.9	-	-	-	-	11.8	11.8	11.8	35.3	-	29:55
	1000 人 以上	20.3	29.7	1.6	4.7	-	-	-	-	-	-	-	14.1	14.1	14.1	1.6	24:56
産業分類	建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10.0	60.0	30.0	42:16	
	製造業	9.8	4.9	2.4	-	-	-	-	2.4	4.9	-	4.9	14.6	31.7	24.4	-	34:14
	情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11.1	33.3	11.1	44.4	-	-	38:28
	運輸業	7.1	-	7.1	7.1	-	-	-	-	-	-	-	28.6	42.9	7.1	34:42	
	卸売・小売業	17.6	35.3	-	2.0	3.9	2.0	2.0	-	-	-	3.9	9.8	7.8	13.7	2.0	24:21
	金融・保険業	28.6	-	-	28.6	-	-	-	-	-	-	-	42.9	-	-	-	25:21
	不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	飲食店、宿泊業	33.3	-	-	-	-	-	-	-	33.3	-	-	-	-	-	33.3	28:25
	医療、福祉	39.0	4.9	2.4	12.2	4.9	2.4	-	-	-	-	4.9	7.3	12.2	7.3	2.4	22:04
	教育、学習支援業	30.4	-	-	8.7	-	4.3	-	-	4.3	8.7	8.7	8.7	8.7	17.4	-	24:30
複合サービス事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	40:00	
サービス業	22.6	6.5	-	-	3.2	16.1	-	-	6.5	6.5	-	12.9	3.2	19.4	3.2	27:19	

### (3) 年間所定労働時間

年間所定労働時間についてみると、「正社員」は1,963時間41分となっており、「パートタイム労働者」は1,369時間29分となっている。「正社員」の年間所定労働時間の内訳をみると、「1900時間以上～2000時間未満」の割合が30.5%で最も高く、「2000時間以上～2100時間未満」26.5%、「1800時間以上～1900時間未満」22.1%の順となっている。

企業規模別にみると、「正社員」では、「30人～99人」が1,997時間22分で最も長く、最も短い「500人～999人」の1,911時間12分との差は86時間10分となっている。また、「パートタイム労働者」では「100人～499人」が1,384時間58分で最も長く、最も短い「1000人以上」の1,331時間16分との差は53時間42分となっている。

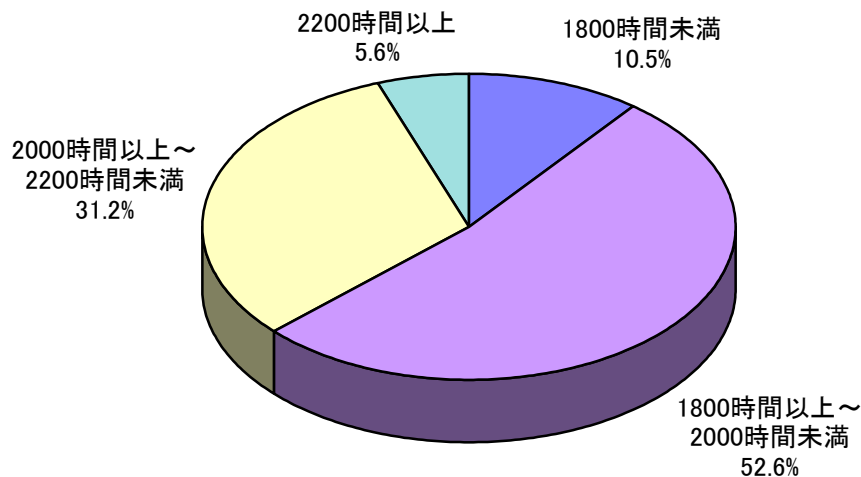
産業分類別にみると、「正社員」では、「飲食店、宿泊業」が2,110時間56分と最も長く、次いで「運輸業」2,049時間25分、「製造業」1,974時間53分の順となっている。また、「パートタイム労働者」では、「複合サービス事業」が1,523時間48分と最も長く、次いで「製造業」1,517時間51分、「建設業」1,444時間04分の順となっている。

表 2 - 3 年間所定労働時間

(正社員)

区 分	1600時間未満	1600時間以上～	1700時間以上～	1800時間以上～	1900時間以上～	2000時間以上～	2100時間以上～	2200時間以上～	2300時間以上～	2400時間以上～	2500時間以上～	平均年間所定労働時間	
		1700時間未満	1800時間未満	1900時間未満	2000時間未満	2100時間未満	2200時間未満	2300時間未満	2400時間未満	2500時間未満			
全 体	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	時間：分	
平成 21 年	0.4	1.8	7.9	22.7	28.6	29.3	3.6	1.7	1.6	0.8	1.6	1971:54	
平成 22 年	0.3	2.3	7.9	22.1	30.5	26.5	4.7	2.0	1.9	0.9	0.8	1963:41	
( 労 組 あり )	0.4	2.8	9.6	28.2	33.3	20.3	2.7	1.7	0.3	0.3	0.4	1928:00	
企業規模	30人～99人	0.3	2.6	6.4	15.4	28.7	29.5	7.5	2.8	3.8	1.7	1.1	1997:22
	100人～499人	0.5	1.7	9.9	24.9	30.3	25.0	3.5	2.3	0.5	0.5	0.9	1947:08
	500人～999人	0.6	4.4	10.0	28.1	36.9	17.5	1.3	0.6	-	-	0.6	1911:12
	1000人以上	-	1.4	7.6	30.2	32.4	25.7	1.7	0.2	0.2	0.2	0.2	1935:09
産業分類	建設業	1.2	2.4	3.6	26.2	36.9	20.2	6.0	2.4	1.2	-	-	1945:46
	製造業	0.3	1.0	2.5	19.1	37.2	32.9	5.0	0.5	0.3	0.3	1.0	1974:53
	情報通信業	-	3.3	18.9	38.9	34.4	3.3	1.1	-	-	-	-	1867:53
	運輸業	-	1.3	3.8	9.6	30.6	29.3	9.6	5.7	5.7	1.9	2.5	2049:25
	卸売・小売業	0.2	1.9	8.4	26.1	26.3	28.7	3.2	1.9	2.4	-	0.9	1957:30
	金融・保険業	-	6.9	41.4	25.9	22.4	1.7	-	-	-	1.7	-	1832:35
	不動産業	-	5.3	15.8	31.6	42.1	5.3	-	-	-	-	-	1881:55
	飲食店、宿泊業	-	-	1.3	-	22.5	50.0	5.0	3.8	7.5	5.0	5.0	2110:56
	医療、福祉	-	1.4	6.3	22.0	29.3	33.4	5.2	0.7	1.0	0.7	-	1966:38
	教育、学習支援業	1.7	7.8	10.4	18.3	25.2	20.0	7.0	6.1	2.6	0.9	-	1943:33
複合サービス事業	-	-	11.8	17.6	64.7	5.9	-	-	-	-	-	1894:35	
サービス業	0.7	2.9	9.9	27.4	29.6	18.2	4.7	2.2	1.5	2.6	0.4	1945:50	

図 2 - 3 正社員の年間所定労働時間



(パートタイム労働者)

区 分		800時 間未満	800時 間以上～ 1000時 間未満	1000 時間以上 ～ 1100時 間未満	1100 時間以上 ～ 1200時 間未満	1200 時間以上 ～ 1300時 間未満	1300 時間以上 ～ 1400時 間未満	1400 時間以上 ～ 1500時 間未満	1500 時間以上 ～ 1600時 間未満	1600 時間以上 ～ 1700時 間未満	1700 時間以上 ～ 1900時 間未満	1900 時間 以上 ～	平均年間 所定労働 時間
全 体		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	時間：分
平成 21 年		6.2	8.3	7.1	5.5	8.9	6.5	11.6	6.9	6.2	15.7	17.2	1484:29
平成 22 年		9.4	12.2	5.7	7.4	9.4	6.5	9.5	7.6	7.1	13.5	11.6	1369:29
( 労 組 あ り )		6.7	14.9	7.8	5.8	8.9	6.2	7.3	8.9	6.9	15.6	10.9	1376:13
企業規模	30 人 ～ 99 人	10.9	9.3	6.3	7.8	9.5	6.1	9.5	7.0	6.5	12.9	14.3	1383:26
	100 人 ～ 499 人	8.8	10.7	4.3	9.1	8.8	6.4	10.7	8.8	7.8	14.2	10.2	1384:58
	500 人 ～ 999 人	10.2	12.7	5.1	5.1	10.2	5.1	11.0	5.9	14.4	15.3	5.1	1336:37
	1000 人 以 上	6.8	20.4	6.8	5.3	9.4	8.3	7.2	7.9	4.2	13.2	10.6	1331:16
産業分類	建設業	13.8	-	-	6.9	13.8	6.9	6.9	3.4	20.7	20.7	6.9	1444:04
	製造業	4.6	3.9	4.2	7.1	8.1	4.9	12.4	10.6	8.8	19.4	15.9	1517:51
	情報通信業	11.5	11.5	3.8	3.8	3.8	3.8	19.2	-	11.5	23.1	7.7	1391:39
	運輸業	5.8	10.5	8.1	3.5	11.6	7.0	9.3	12.8	5.8	10.5	15.1	1419:21
	卸売・小売業	9.4	14.6	6.1	8.1	13.9	8.4	8.1	7.8	4.5	8.1	11.0	1320:27
	金融・保険業	6.9	13.8	3.4	6.9	13.8	13.8	6.9	13.8	-	17.2	3.4	1324:30
	不動産業	21.4	28.6	7.1	7.1	-	7.1	-	-	7.1	7.1	14.3	1137:08
	飲食店、宿泊業	19.4	30.6	1.6	4.8	9.7	3.2	8.1	6.5	-	4.8	11.3	1157:29
	医療、福祉	8.1	15.0	8.1	8.1	6.5	6.9	9.3	6.5	7.3	15.0	8.9	1355:16
	教育、学習支援業	22.7	13.6	6.8	13.6	5.7	4.5	6.8	5.7	4.5	9.1	6.8	1164:59
	複合サービス事業	-	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	14.3	-	21.4	7.1	21.4	1523:48
サービス業	10.1	11.9	5.0	6.3	8.2	6.3	9.4	4.4	10.1	16.4	11.9	1389:22	

(4) 年間超過実労働時間

「正社員」と「パートタイム労働者」を合わせた常用労働者の年間超過実労働時間(平均)は112時間57分と、前年の145時間47分に比べ、32時間50分短くなっている。

これを企業規模別にみると、「1000人以上」が149時間52分で最も長く、最も短い「30人～99人」の95時間21分との差は54時間31分となっている。

産業分類別にみると、「運輸業」が222時間53分で最も長く、次いで「情報通信業」の208時間13分、「建設業」の183時間17分と続き、「複合サービス事業」が50時間09分で最も短くなっている。

表 2 - 4 年間超過実労働時間

区 分		残業無し	50時間未満	50時間以上～100時間未満	100時間以上～200時間未満	200時間以上～300時間未満	300時間以上～400時間未満	400時間以上～500時間未満	500時間以上	平均年間超過実労働時間
		%	%	%	%	%	%	%	%	時間：分
全	体									
平成 21 年		27.2	20.5	9.6	14.2	10.9	7.6	4.0	6.0	145:47
平成 22 年		33.0	21.9	9.7	13.1	9.2	6.3	3.2	3.7	112:57
( 労 組 あり )		26.5	21.9	10.2	15.2	10.9	6.8	3.8	4.8	131:35
企業規模	30 人 ～ 99 人	40.9	21.1	9.7	10.7	7.3	4.9	2.5	3.0	95:21
	100 人 ～ 499 人	33.6	23.6	9.6	12.9	8.3	6.0	2.9	2.9	103:02
	500 人 ～ 999 人	33.6	22.9	10.2	13.8	9.6	5.1	2.6	2.4	99:32
	1000 人 以上	23.2	20.3	9.7	15.7	12.1	8.6	4.5	5.7	149:52
産業分類	建設業	23.4	13.3	9.4	13.9	15.7	9.7	5.8	8.9	183:17
	製造業	31.2	23.5	10.7	13.5	9.1	5.5	3.4	3.1	109:55
	情報通信業	13.0	14.4	9.4	18.3	15.5	13.3	8.7	7.4	208:13
	運輸業	17.2	12.6	8.8	16.8	14.8	10.6	6.3	13.0	222:53
	卸売・小売業	35.0	24.8	9.8	12.8	8.5	5.6	2.0	1.5	89:24
	金融・保険業	25.9	13.1	10.0	18.1	15.4	10.1	4.8	2.7	146:47
	不動産業	35.9	16.3	14.1	17.4	7.6	4.3	2.2	2.2	93:42
	飲食店、宿泊業	55.3	16.2	6.8	9.9	2.9	4.6	1.2	3.1	69:17
	医療、福祉	37.6	33.3	10.6	10.0	4.4	2.4	0.8	0.9	58:25
	教育、学習支援業	58.3	14.7	7.9	8.8	5.3	3.4	0.8	0.8	54:21
	複合サービス事業	24.2	40.7	16.5	13.2	5.5	-	-	-	50:09
	サービス業	32.1	17.8	8.7	13.6	10.4	8.2	4.2	5.0	134:51

図 2 - 4 産業分類別年間超過実労働時間

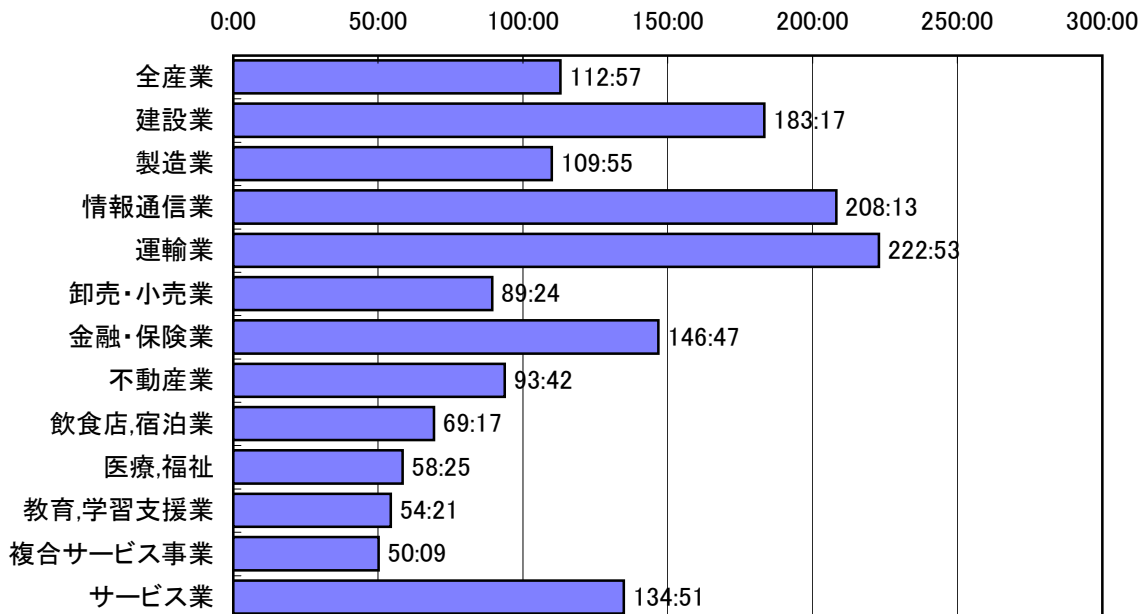




表 2 - 5 就業形態別年間超過実労働時間

区 分	残業無し	50時間未満	50時間以上～100時間未満	100時間以上～200時間未満	200時間以上～300時間未満	300時間以上～400時間未満	400時間以上～500時間未満	500時間以上	平均年間超過実労働時間
全 体	%	%	%	%	%	%	%	%	時間：分
平成 21 年	27.2	20.5	9.6	14.2	10.9	7.6	4.0	6.0	145:47
平成 22 年	33.0	21.9	9.7	13.1	9.2	6.3	3.2	3.7	112:57
( 労 組 あ り )	26.5	21.9	10.2	15.2	10.9	6.8	3.8	4.8	131:35
正 社 員	24.0	21.6	11.1	15.6	11.3	7.9	4.0	4.6	138:30
パートタイム労働者	62.4	22.7	5.4	5.1	2.1	1.0	0.6	0.5	29:58

【お知らせ】

労働基準法が改正され、平成22年4月1日から時間外労働の割増賃金率が引き上げられています。

【改正後】

1ヶ月当たり

～45時間 割増賃金 25%

45時間超 ◎労使で時間短縮・割増賃金率を引上げ(努力義務)

60時間超 ◎割増賃金 50%(法的措置)(注)

(注)① 中小企業については、当分の間、猶予措置を講じることとされています。

② 事業場で労使協定を締結すれば、引上げ分の割増賃金の支払いに代えて、有給の休暇を付与することができます。

(5) 年間総実労働時間

年間総実労働時間は、「正社員」が2,036時間19分となっており、「パートタイム労働者」は1,344時間23分となっている。

企業規模別にみると、「正社員」では、「30人～99人」が2,058時間22分で最も長く、最も短い「500人～999人」1,965時間14分との差は93時間08分となっている。また、「パートタイム労働者」では、「100人～499人」が1,364時間22分で最も長く、最も短い「1000人以上」の1,317時間42分との差は46時間40分となっている。

産業分類別にみると、「正社員」では、「運輸業」が2,217時間50分で最も長く、最も短い「複合サービス事業」の1,858時間52分との差は358時間58分となっている。また、「パートタイム労働者」では、「製造業」が1,515時間54分で最も長く、最も短い「不動産業」の1,092時間04分との差は423時間50分となっている。

表 2-6 年間総実労働時間

(正社員)

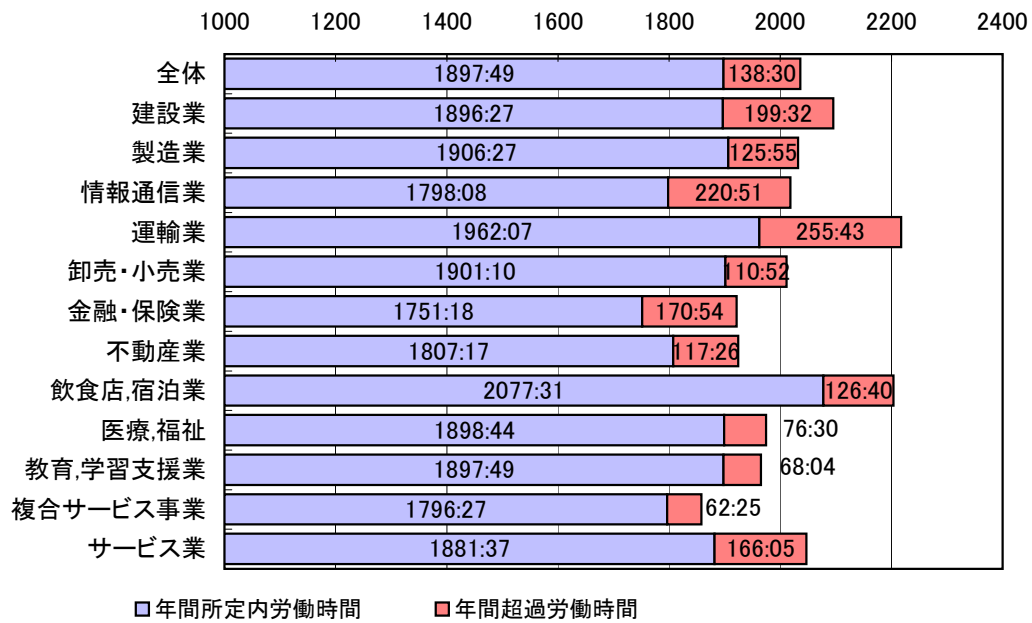
区 分	集 計 事業所数	1日の所定 労働時間	年間休日 日 数	有給休暇 取得日数	年間総実労働時間	
					年間所定内 労働時間	年間超過 実労働時間
全 体	件	時間：分	日	日	時間：分	時間：分
平成 21 年	2,132	7:44	110.7	8.70	1899:11	174:47
平成 22 年	2,068	7:43	110.8	8.28	1897:49	138:30
( 労 組 あり )	715	7:43	115.1	9.10	1857:58	157:55
企 業 規 模						
30 人 ～ 99 人	904	7:44	106.8	7.32	1939:49	118:33
100 人 ～ 499 人	580	7:41	112.1	7.74	1883:44	125:27
500 人 ～ 999 人	161	7:36	113.6	8.88	1843:18	121:56
1000 人 以上	423	7:46	116.3	9.03	1861:45	182:11
産 業 分 類						
建 設 業	84	7:48	115.7	6.14	1896:27	199:32
製 造 業	401	7:48	112.0	8.61	1906:27	125:55
情 報 通 信 業	90	7:42	122.6	8.93	1798:08	220:51
運 輸 業	158	7:47	102.2	10.71	1962:07	255:43
卸 売 ・ 小 売 業	469	7:44	112.1	7.09	1901:10	110:52
金 融 ・ 保 険 業	59	7:32	122.0	10.54	1751:18	170:54
不 動 産 業	20	7:33	116.5	9.10	1807:17	117:26
飲 食 店 , 宿 泊 業	85	7:53	97.8	3.70	2077:31	126:40
医 療 , 福 祉	291	7:37	106.8	8.90	1898:44	76:30
教 育 , 学 習 支 援 業	116	7:38	110.6	5.75	1897:49	68:04
複 合 サ ー ビ ス 事 業	17	7:51	123.6	12.50	1796:27	62:25
サ ー ビ ス 業	278	7:39	110.9	8.14	1881:37	166:05

(パートタイム労働者)

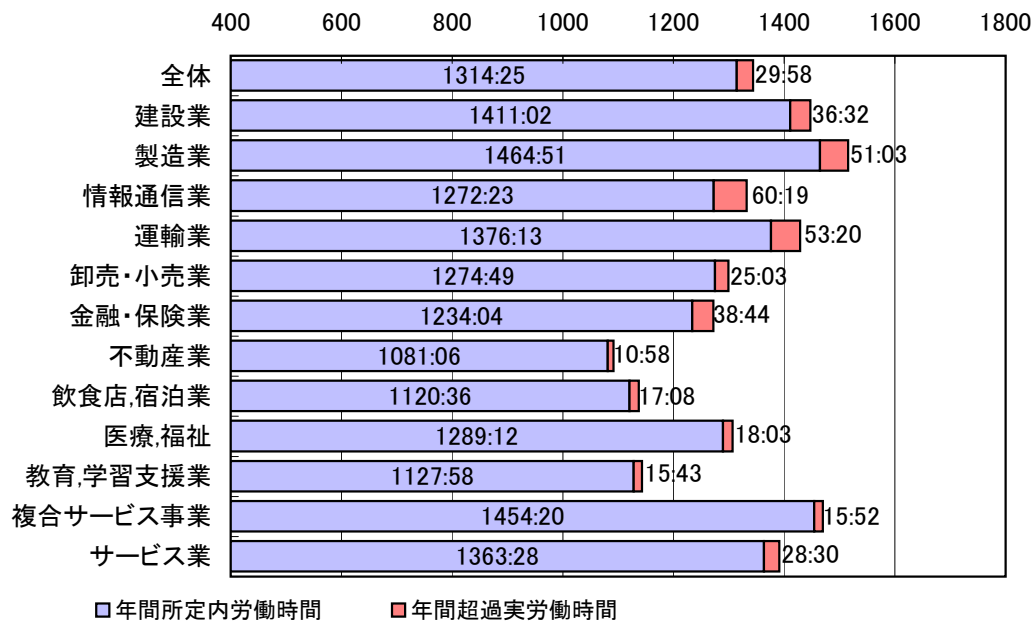
区 分	集 計 事業所数	1日の所定 労働時間	年間休日 日 数	有給休暇 取得日数	年間総実労働時間	
					年間所定内 労働時間	年間超過実 労働時間
全 体	件	時間：分	日	日	時間：分	時間：分
平成 21 年	1,422	5:53	123.3	7.45	1378:03	43:22
平成 22 年	1,430	5:51	133.0	7.27	1314:25	29:58
( 労 組 あり )	474	5:52	133.3	8.40	1309:48	37:17
企 業 規 模						
30 人 ～ 99 人	633	5:50	130.0	6.15	1335:09	20:38
100 人 ～ 499 人	391	5:57	134.0	6.76	1334:18	30:04
500 人 ～ 999 人	123	5:53	138.7	8.24	1282:45	35:26
1000 人 以上	283	5:47	135.9	7.95	1279:07	38:35
産 業 分 類						
建 設 業	33	6:19	133.9	7.70	1411:02	36:32
製 造 業	289	6:17	123.1	8.81	1464:51	51:03
情 報 通 信 業	28	6:10	147.5	11.20	1272:23	60:19
運 輸 業	90	6:02	130.4	6.46	1376:13	53:20
卸 売 ・ 小 売 業	327	5:30	124.9	8.27	1274:49	25:03
金 融 ・ 保 険 業	30	6:02	149.7	10.73	1234:04	38:44
不 動 産 業	14	5:25	158.8	6.63	1081:06	10:58
飲 食 店 , 宿 泊 業	80	5:19	149.7	4.52	1120:36	17:08
医 療 , 福 祉	266	5:54	140.5	6.04	1289:12	18:03
教 育 , 学 習 支 援 業	95	5:15	146.2	3.98	1127:58	15:43
複 合 サ ー ビ ス 事 業	14	6:23	126.9	10.24	1454:20	15:52
サ ー ビ ス 業	164	6:06	135.1	6.36	1363:28	28:30

図 2 - 5 産業分類別年間実労働時間

(正社員)



(パートタイム労働者)



## (6) 変形労働時間制

変形労働時間制の導入について、「ある」とした事業所は55.1%、「ない」は44.9%となっている。「ある」とした事業所についてみると、企業規模別では、「1000人以上」が67.5%で最も高く、次いで「500人～999人」55.6%、「100人～499人」54.8%、「30人～99人」49.3%となっており、企業規模が大きくなるほど導入率が高くなっている。

産業分類別では、「運輸業」が73.2%で最も高く、次いで「複合サービス事業」70.6%、「飲食店、宿泊業」65.9%の順に導入率が高くなっている。

「正社員」以外の導入状況では、「パートタイム労働者」・「契約社員」がともに50.5%で最も高く、次いで「出向社員」19.7%、「派遣社員」15.7%の順となっている。

表 2 - 7 変形労働時間制の導入状況

区 分	集計事業所数	ある	ない	
全体	件	%	%	
平成21年	2,155	55.3	44.7	
平成22年	2,072	55.1	44.9	
(労組あり)	717	61.4	38.6	
企業規模	30人～99人	908	49.3	50.7
	100人～499人	580	54.8	45.2
	500人～999人	160	55.6	44.4
	1000人以上	424	67.5	32.5
産業分類	建設業	84	38.1	61.9
	製造業	402	58.0	42.0
	情報通信業	89	49.4	50.6
	運輸業	157	73.2	26.8
	卸売・小売業	468	54.5	45.5
	金融・保険業	60	28.3	71.7
	不動産業	20	25.0	75.0
	飲食店、宿泊業	85	65.9	34.1
	医療、福祉	292	61.6	38.4
	教育、学習支援業	118	57.6	42.4
	複合サービス事業	17	70.6	29.4
サービス業	280	44.3	55.7	

表 2 - 8 正社員以外の導入状況

区 分	集計事業所数	正社員以外にも導入している事業所数	複数回答あり				
			パートタイム労働者	契約社員	出向社員	派遣社員	その他
全体	件	件	%	%	%	%	%
平成21年	1,191	689	48.9	49.8	17.3	16.1	12.8
平成22年	1,141	681	50.5	50.5	19.7	15.7	12.6
(労組あり)	440	292	38.7	60.6	28.8	14.7	10.3

(7) 労働時間等の課題について労使が話合う機会の有無

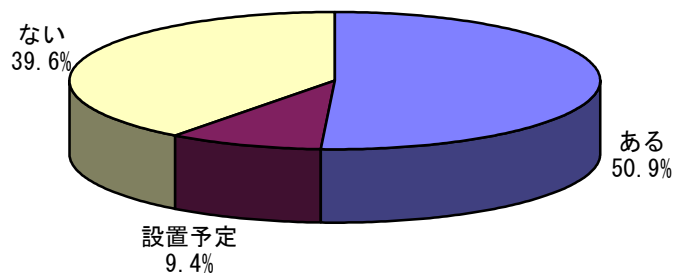
労働時間等をめぐる様々な問題について、労使が話合う機会が「ある」とした事業所は50.9%で、「ない」39.6%、「設置予定」9.4%となっている。「ある」とした事業所についてみると、企業規模別では、「1000人以上」が83.2%で最も高く、次いで「500人～999人」59.6%、「100人～499人」48.5%、「30人～99人」36.0%となっており、企業規模が大きくなるほど高くなっている。

産業分類別では、「金融・保険業」が83.1%で最も高く、次いで「複合サービス事業」70.6%、「運輸業」65.2%の順となっている。

表 2-9 労使が話合う機会の有無

区 分		集計事業所数	ある	設置予定	ない
全体		件	%	%	%
平成21年		2,155	44.2	9.8	45.9
平成22年		2,079	50.9	9.4	39.6
(労組あり)		717	84.5	2.5	13.0
企業規模	30人～99人	914	36.0	11.5	52.5
	100人～499人	581	48.5	12.0	39.4
	500人～999人	161	59.6	6.8	33.5
	1000人以上	423	83.2	2.4	14.4
産業分類	建設業	84	56.0	6.0	38.1
	製造業	403	50.6	8.4	40.9
	情報通信業	91	60.4	8.8	30.8
	運輸業	158	65.2	11.4	23.4
	卸売・小売業	470	53.0	8.1	38.9
	金融・保険業	59	83.1	6.8	10.2
	不動産業	20	45.0	-	55.0
	飲食店、宿泊業	85	50.6	11.8	37.6
	医療、福祉	293	34.1	14.7	51.2
	教育、学習支援業	118	47.5	7.6	44.9
	複合サービス事業	17	70.6	-	29.4
サービス業	281	47.0	9.6	43.4	

図 2-6 労使が話合う機会の有無



### (8) 短時間正社員制度

短時間勤務を選択できる制度が「ある」とした事業所は59.4%で、「ない」34.9%、「導入予定」5.8%となっている。「ある」とした事業所についてみると、企業規模別では、「1000人以上」が90.1%で最も高く、次いで「500人～999人」80.1%、「100人～499人」65.9%、「30人～99人」37.3%の順となっており、企業規模が大きくなるほど高くなっている。また、「ある」とした事業所の内、制度適用では「育児」が97.2%、「介護」が85.7%などとなっている。

産業分類別でみると、「金融・保険業」が89.8%で最も高く、次いで「情報通信業」78.0%、「不動産業」70.0%となっている。また、制度が「ない」とした事業所をみると、産業分類別では、「運輸業」が47.5%で最も高く、「複合サービス事業」47.1%、「飲食店、宿泊業」42.4%の順となっている。

(注)短時間正社員制度とは、フルタイム正社員より1週間の所定内労働時間が短い正社員をいい、フルタイム正社員が短時間・短日勤務を一定期間行う場合や、正社員の所定内労働時間を恒常的に短くする場合があります。なお、「育児・介護休業法」が改正され、平成22年6月30日から一定規模以上の事業所では3歳に満たない子を養育する労働者に対する短時間勤務制度が義務化されました。

表 2-10 短時間正社員制度

「ある」の適用対象については、複数回答あり

区 分	集計 事業所数	ある	適用対象							導入 予定	ない
			育児	介護	自己 啓発	地域 活動	退職 準備	その他			
全 体	件	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
平成 21 年	2,154	48.5	96.6	82.9	2.2	1.3	2.0	4.5	3.2	48.4	
平成 22 年	2,082	59.4	97.2	85.7	3.6	3.1	2.3	5.7	5.8	34.9	
( 労 組 あり )	718	79.4	98.6	85.8	3.9	4.9	1.6	5.3	1.8	18.8	
企業 規模	30 人 ～ 99 人	914	37.3	94.7	79.5	4.7	2.1	3.5	5.0	8.5	54.2
	100 人 ～ 499 人	583	65.9	99.5	91.4	1.8	1.3	2.1	2.6	5.7	28.5
	500 人 ～ 999 人	161	80.1	96.9	86.0	-	-	0.8	4.7	3.7	16.1
	1000 人 以 上	424	90.1	97.4	85.3	5.5	6.8	1.8	9.9	0.7	9.2
産業 分類	建 設 業	84	53.6	97.8	91.1	2.2	-	2.2	-	7.1	39.3
	製 造 業	403	51.9	97.6	91.4	4.3	1.9	2.9	3.8	6.0	42.2
	情 報 通 信 業	91	78.0	97.2	85.9	-	-	-	9.9	8.8	13.2
	運 輸 業	158	46.2	94.5	72.6	4.1	9.6	1.4	12.3	6.3	47.5
	卸 売 ・ 小 売 業	472	64.8	99.0	87.3	1.3	2.9	1.6	4.6	4.4	30.7
	金 融 ・ 保 険 業	59	89.8	100.0	84.9	1.9	3.8	-	3.8	1.7	8.5
	不 動 産 業	20	70.0	100.0	92.9	-	-	-	7.1	5.0	25.0
	飲 食 店 ， 宿 泊 業	85	51.8	93.2	79.5	13.6	9.1	4.5	9.1	5.9	42.4
	医 療 ， 福 祉	293	59.4	98.9	85.1	4.6	2.3	3.4	3.4	6.1	34.5
	教 育 ， 学 習 支 援 業	118	66.1	98.7	83.3	3.8	1.3	2.6	6.4	6.8	27.1
複 合 サ ー ビ ス 事 業	17	52.9	88.9	77.8	22.2	33.3	-	11.1	-	47.1	
サ ー ビ ス 業	282	56.7	92.5	83.1	4.4	2.5	3.1	8.8	6.4	36.9	

図 2-7 短時間正社員制度の導入状況

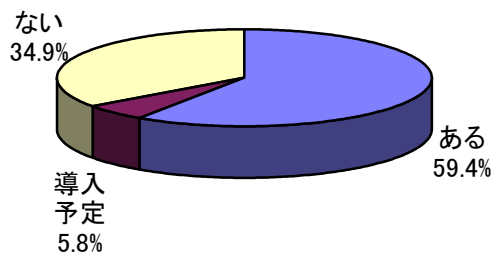
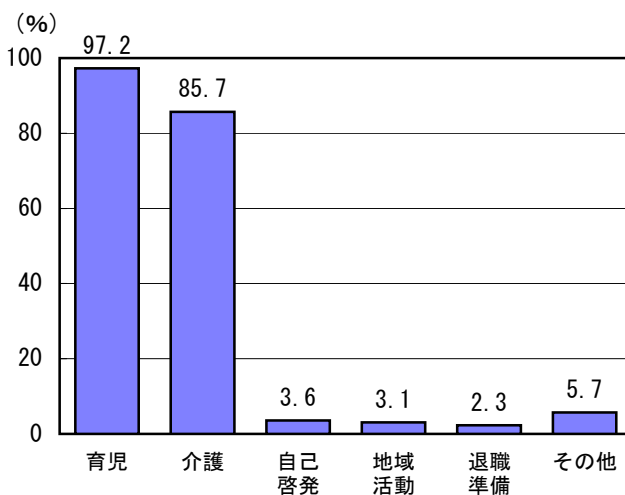


図 2-8 短時間正社員制度の適用対象 (短時間正社員制度があるとした事業所について)



### 3 休日休暇制度

#### (1) 週休制

主な週休制の形態についてみると、「正社員」では、「週休2日制」に「週休2日制を超える週休体制」を加えた「週休2日制」以上が88.9%で最も高く、次いで「週休1日制」4.5%、「週休1日半制」2.6%の順となっている。「完全週休2日制」について企業規模別にみると、「1000人以上」が72.6%、「500人～999人」62.7%、「100人～499人」60.5%、「30人～99人」46.9%の順となっており、規模が大きくなるほど高くなっている。また、「週休2日制を超える週休体制」も同様の結果となっている。

産業分類別にみると、「週休2日制」以上では、「金融・保険業」、「複合サービス事業」がともに100%、「情報通信業」、「製造業」、「不動産業」で95%以上となっている。一方、「飲食店、宿泊業」が66.7%で最も低く、「週休制を実施していない」は11.9%で最も高くなっている。

「パートタイム労働者」についてみると、「週休2日制」以上が79.5%となっている。これを企業規模別にみると、「1000人以上」が83.6%で最も高くなっている。産業分類別にみると、「複合サービス事業」が100%、次いで「金融・保険業」97.5%、「製造業」94.6%、「情報通信業」94.1%「建設業」90.2%の順となっている。一方、「飲食店、宿泊業」が41.3%で最も低く、「週休制を実施していない」は42.5%で最も高くなっている。

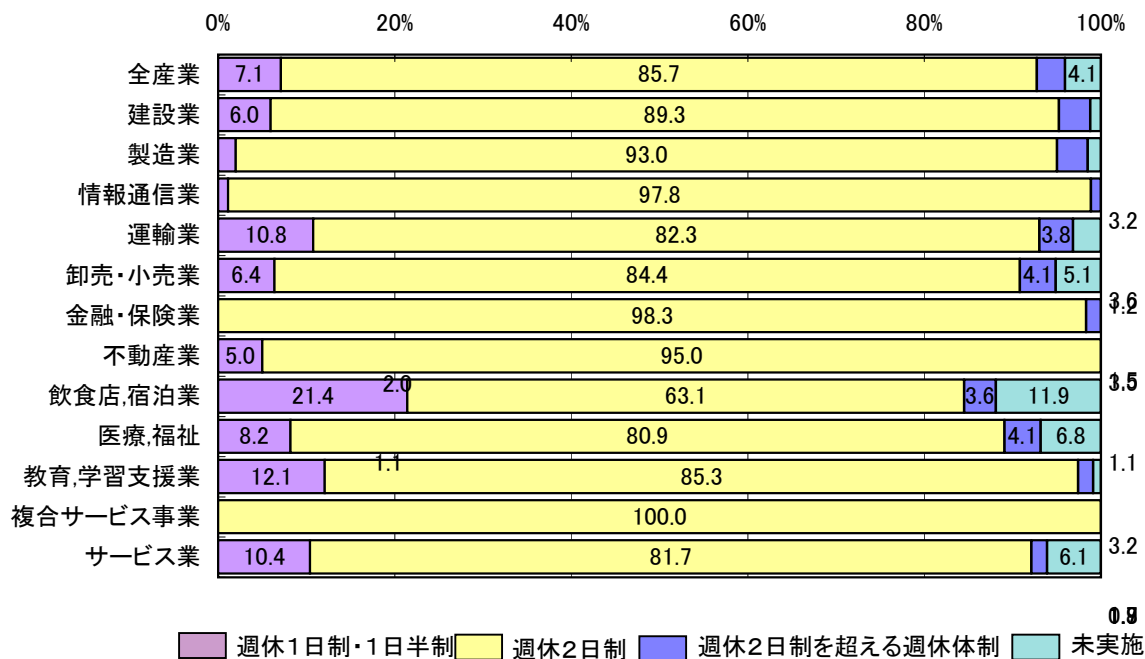
表3-1 週休制の形態

区 分	週休1日制	週休1日半制	週休2日制	週休2日制を超える週休体制								週休2日制を超える週休体制	週休制を実施していない		
				完全	月3回	隔週	月2回	月1回	その他	%	%				
全 体	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%		
平成21年	4.7	2.3	84.6	56.9	6.5	6.2	5.5	1.6	7.9	4.5	3.8				
平成22年	4.5	2.6	85.7	57.2	7.3	6.2	4.9	1.7	8.3	3.2	4.1				
(労組あり)	1.9	1.8	88.4	65.6	4.6	4.6	3.5	1.5	8.6	4.3	3.5				
企業規模	30人～99人	6.7	3.6	84.4	46.9	9.8	10.7	7.1	2.8	7.2	1.7	3.5			
	100人～499人	2.7	2.4	87.8	60.5	7.9	3.4	5.0	1.7	9.3	2.9	4.1			
	500人～999人	6.2	3.1	81.4	62.7	5.0	3.7	3.1	0.6	6.2	4.3	5.0			
	1000人以上	1.7	0.2	87.0	72.6	1.9	1.4	0.7	-	10.4	6.4	4.7			
産業分類	建設業	4.8	1.2	89.3	64.3	2.4	9.5	6.0	1.2	6.0	3.6	1.2			
	製造業	1.5	0.5	93.0	54.2	13.7	6.0	6.7	1.2	11.2	3.5	1.5			
	情報通信業	1.1	-	97.8	92.2	3.3	1.1	-	-	1.1	1.1	-			
	運輸業	7.0	3.8	82.3	36.7	8.2	17.7	10.1	3.8	5.7	3.8	3.2			
	卸売・小売業	4.9	1.5	84.4	58.2	7.0	4.5	3.2	1.1	10.4	4.1	5.1			
	金融・保険業	-	-	98.3	96.7	1.7	-	-	-	-	-	1.7	-		
	不動産業	5.0	-	95.0	90.0	-	5.0	-	-	-	-	-	-		
	飲食店、宿泊業	17.9	3.6	63.1	39.3	4.8	2.4	3.6	-	13.1	3.6	11.9			
	医療、福祉	1.0	7.2	80.9	49.5	6.1	7.8	5.5	2.4	9.6	4.1	6.8			
	教育、学習支援業	6.0	6.0	85.3	40.5	6.9	11.2	7.8	6.9	12.1	1.7	0.9			
複合サービス事業	-	-	100.0	94.1	-	-	-	-	-	5.9	-	-			
サービス業	8.2	2.2	81.7	65.2	5.0	2.9	3.6	1.4	3.6	1.8	6.1				

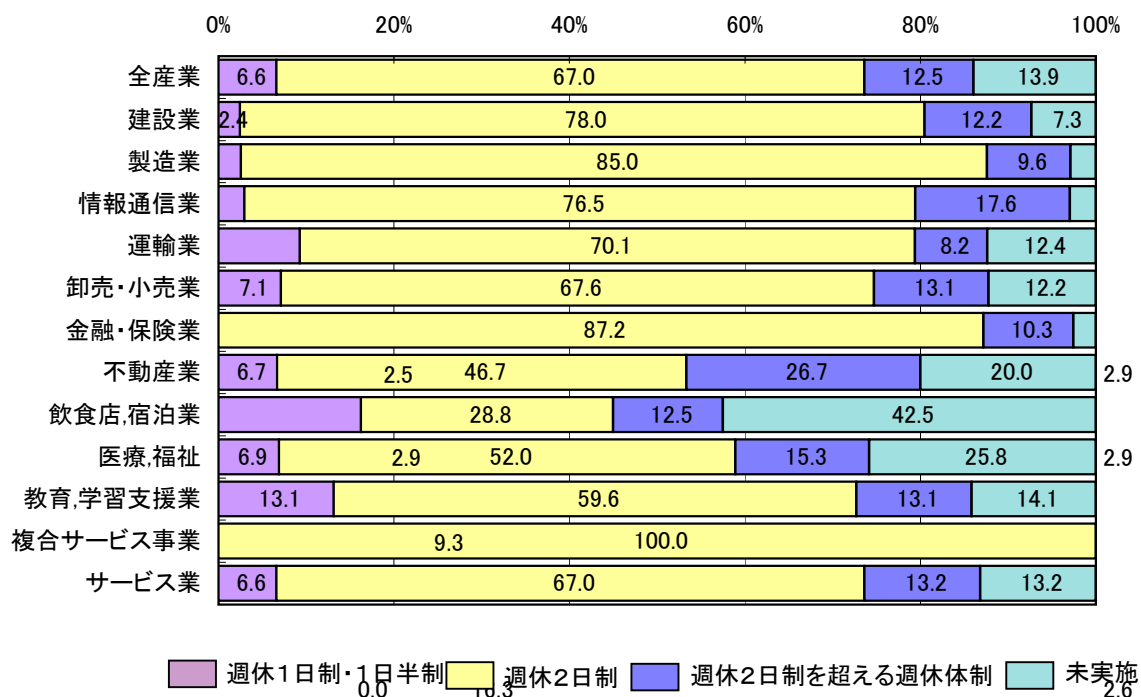
区 分	週休1日制	週休1日半制	週休2日制	週休2日制を超える週休体制								週休2日制を超える週休体制	週休制を実施していない	
				完全	月3回	隔週	月2回	月1回	その他	%	%			
全 体	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
平成21年	4.0	1.2	65.1	49.9	3.1	4.0	2.2	0.7	5.2	15.7	13.9			
平成22年	5.1	1.5	67.0	51.9	3.3	3.0	2.3	1.0	5.5	12.5	13.9			
(労組あり)	4.6	1.2	71.8	56.5	3.1	2.3	2.5	1.4	6.0	12.6	9.9			
企業規模	30人～99人	5.8	2.1	65.7	47.8	3.9	5.2	3.3	1.0	4.5	10.7	15.8		
	100人～499人	4.4	0.7	67.4	53.0	3.7	1.9	1.6	1.2	6.0	14.0	13.5		
	500人～999人	5.4	3.9	69.8	57.4	1.6	1.6	3.1	2.3	3.9	9.3	11.6		
	1000人以上	4.5	0.3	68.1	56.8	2.3	0.6	0.6	-	7.7	15.5	11.6		
産業分類	建設業	-	2.4	78.0	58.5	4.9	9.8	-	-	4.9	12.2	7.3		
	製造業	1.9	0.6	85.0	58.3	8.3	3.8	3.8	1.6	9.2	9.6	2.9		
	情報通信業	2.9	-	76.5	76.5	-	-	-	-	-	17.6	2.9		
	運輸業	7.2	2.1	70.1	49.5	2.1	9.3	8.2	1.0	-	8.2	12.4		
	卸売・小売業	5.7	1.4	67.6	53.1	2.0	2.3	1.1	-	9.1	13.1	12.2		
	金融・保険業	-	-	87.2	87.2	-	-	-	-	-	10.3	2.6		
	不動産業	6.7	-	46.7	46.7	-	-	-	-	-	26.7	20.0		
	飲食店、宿泊業	13.8	2.5	28.8	21.3	5.0	-	-	-	2.5	12.5	42.5		
	医療、福祉	4.7	2.2	52.0	40.0	1.8	3.3	2.2	0.4	4.4	15.3	25.8		
	教育、学習支援業	9.1	4.0	59.6	41.4	-	4.0	3.0	7.1	4.0	13.1	14.1		
複合サービス事業	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-		
サービス業	6.0	0.5	67.0	59.9	2.7	0.5	1.1	0.5	2.2	13.2	13.2			

図3-1 産業分類別週休制の形態

(正社員)



(パートタイム労働者)





## (2) 年間休日日数

年間休日日数をみると、「正社員」では110.8日となっており、企業規模別では「1000人以上」が116.3日で最も多く、企業規模が大きくなるほど休日日数が多くなっている。

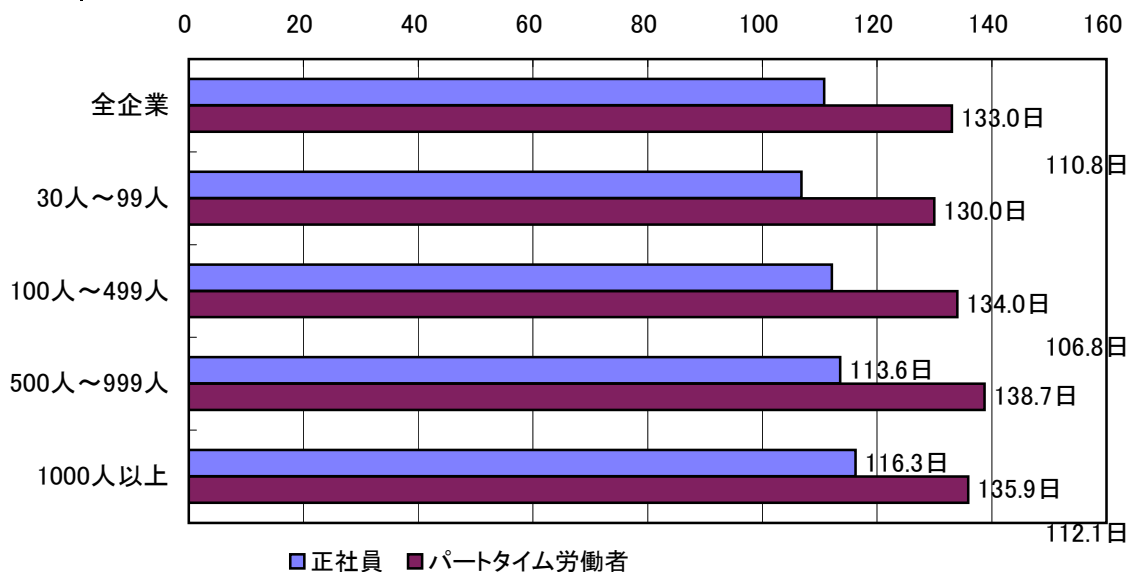
産業分類別では、「複合サービス事業」が123.6日で最も多く、次いで「情報通信業」122.6日、「金融・保険業」122.0日の順となっている。一方、「飲食店、宿泊業」が97.8日で最も少なく、次いで「運輸業」102.2日の順となっている。

また、「パートタイム労働者」では、133.0日となっており、産業分類別では「不動産業」158.8日、「金融・保険業」、「飲食店・宿泊業」が各々149.7日、「情報通信業」147.5日の順となっている。一方、「製造業」が123.1日で最も少なく、次いで「卸売・小売業」124.9日の順となっている。

表3-2 年間休日日数

区 分	休日日数			
	集計事業所数	正社員	パートタイム労働者	
全 体	件	日	日	
平成 21 年	2,156	110.7	123.3	
平成 22 年	2,048	110.8	133.0	
( 労 組 あり )	712	115.1	133.3	
企 業 規 模	30 人 ~ 99 人	890	106.8	130.0
	100 人 ~ 499 人	578	112.1	134.0
	500 人 ~ 999 人	160	113.6	138.7
	1000 人 以 上	420	116.3	135.9
産 業 分 類	建 設 業	84	115.7	133.9
	製 造 業	399	112.0	123.1
	情 報 通 信 業	90	122.6	147.5
	運 輸 業	157	102.2	130.4
	卸 売 ・ 小 売 業	465	112.1	124.9
	金 融 ・ 保 険 業	58	122.0	149.7
	不 動 産 業	19	116.5	158.8
	飲 食 店 , 宿 泊 業	80	97.8	149.7
	医 療 , 福 祉	289	106.8	140.5
	教 育 , 学 習 支 援 業	115	110.6	146.2
	複 合 サ ー ビ ス 事 業	17	123.6	126.9
	サ ー ビ ス 業	275	110.9	135.1

図3-2 企業規模別・就業形態別の年間休日日数



### (3) 年次有給休暇

「正社員」の平均付与日数は17.63日となり、企業規模別では「1000人以上」が18.69日で最も多く、企業規模が大きくなるほど多くなっている。また、産業分類別にみると、「金融・保険業」が21.10日で最も多く、次いで「複合サービス業」19.87日、「建設業」19.07日の順となっている。

「パートタイム労働者」の平均付与日数は11.83日となり、企業規模別では「1000人以上」が12.85日で最も多く、「正社員」と同様、企業規模が大きくなるほど多くなっている。また、産業分類別でみると、「製造業」が15.04日で最も多く、次いで「複合サービス事業」13.54日、「金融・保険業」13.47日の順となっている。

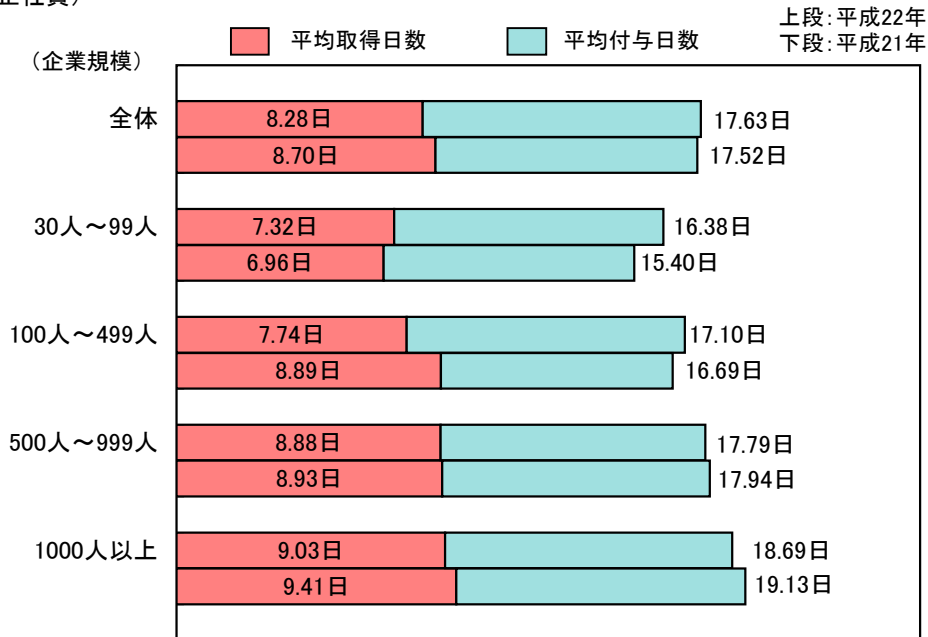
「正社員」の平均取得日数は8.28日で、平均取得率は47.0%となっている。企業規模別では「1000人以上」が9.03日で最も多く、企業規模が大きくなるほど多くなっている。また、産業分類別でみると、「複合サービス事業」が12.50日で最も多く、次いで「運輸業」10.71日、「金融・保険業」10.54日の順となっている。一方、「パートタイム労働者」の平均取得日数は7.27日で、取得率は61.5%となっている。

表3-3 年次有給休暇付与・取得日数

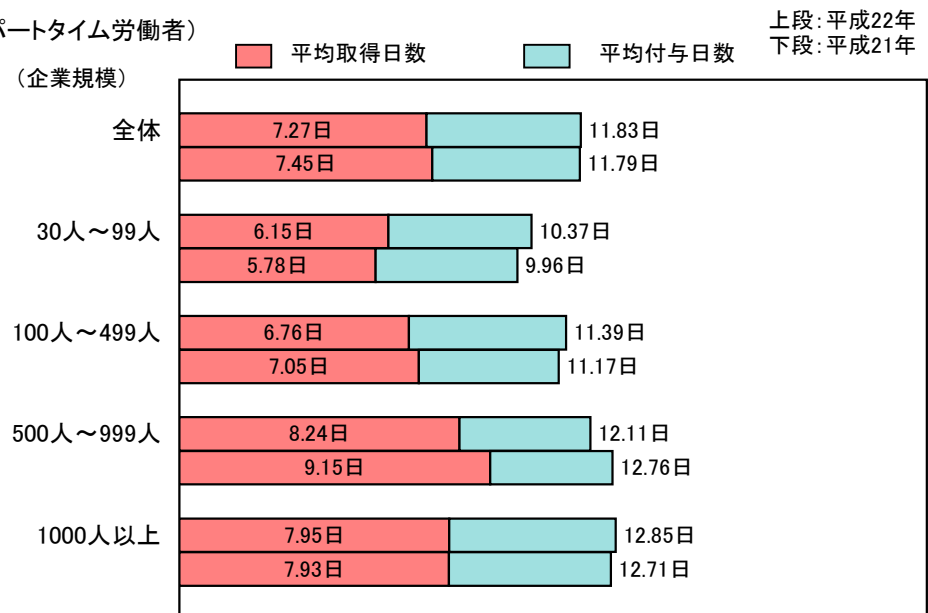
(正社員)		区分	集計事業所数	付与した労働者数	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率
			件	人	日	日	%
全	体						
平	成	21年	1,975	138,667	17.52	8.70	49.7
平	成	22年	1,850	113,446	17.63	8.28	47.0
		(労組あり)	646	58,106	18.59	9.10	49.0
企	業	30人～99人	794	23,452	16.38	7.32	44.7
規	模	100人～499人	544	32,914	17.10	7.74	45.2
		500人～999人	143	14,943	17.79	8.88	49.9
		1000人以上	369	42,137	18.69	9.03	48.3
産	業	建設業	74	5,830	19.07	6.14	32.2
		製造業	369	28,681	18.23	8.61	47.2
		情報通信業	87	7,068	17.62	8.93	50.7
		運輸業	141	7,319	17.53	10.71	61.1
		卸売・小売業	410	17,708	18.21	7.09	38.9
		金融・保険業	55	4,835	21.10	10.54	50.0
		不動産業	19	1,193	18.56	9.10	49.0
		飲食店、宿泊業	49	460	16.18	3.70	22.9
		医療、福祉	270	19,917	15.53	8.90	57.3
		教育、学習支援業	107	8,199	16.90	5.75	34.0
		複合サービス事業	13	432	19.87	12.50	62.9
	サービス業	256	11,804	17.19	8.14	47.3	
(パートタイム労働者)		区分	集計事業所数	付与した労働者数	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率
			件	人	日	日	%
全	体						
平	成	21年	1,344	29,642	11.79	7.45	63.1
平	成	22年	907	23,282	11.83	7.27	61.5
		(労組あり)	339	11,063	12.73	8.40	66.0
企	業	30人～99人	338	4,061	10.37	6.15	59.3
規	模	100人～499人	279	7,861	11.39	6.76	59.3
		500人～999人	90	3,056	12.11	8.24	68.1
		1000人以上	200	8,304	12.85	7.95	61.8
産	業	建設業	15	81	10.95	7.70	70.3
		製造業	200	4,027	15.04	8.81	58.6
		情報通信業	17	317	13.34	11.20	84.0
		運輸業	50	838	11.49	6.46	56.2
		卸売・小売業	196	6,509	12.95	8.27	63.9
		金融・保険業	33	545	13.47	10.73	79.7
		不動産業	11	164	9.15	6.63	72.4
		飲食店、宿泊業	25	483	10.01	4.52	45.2
		医療、福祉	204	5,785	9.81	6.04	61.5
		教育、学習支援業	53	1,159	8.80	3.98	45.3
		複合サービス事業	10	63	13.54	10.24	75.6
	サービス業	93	3,311	10.34	6.36	61.6	

図3-3 企業規模別・就業形態別の年次有給休暇付与・取得日数

(正社員)



(パートタイム労働者)



【お知らせ】

労働基準法が改正され、平成22年4月1日から年次有給休暇を時間単位で取得できるようになりました。  
 ○ これまで年次有給休暇は日単位で取得することとされていましたが、事業場で労使協定を締結すれば、1年に5日分を限度として時間単位で取得できるようになりました。  
 ○ 年次有給休暇を日単位で取得するか、時間単位で取得するかは、労働者が自由に選択することができます。

## 4 非正社員の雇用方針など

### (1) 非正社員の雇用について

非正社員を雇用している事業所は82.7%を占めており、今後の雇用方針をみると、雇用割合を「現在のまま」とする事業所が60.7%と最も高く、次いで「増やしたい」13.2%、「減らしたい」8.8%となっている。

これを企業規模別でみると、「現在のまま」とする事業所がすべての規模で50%を超えており、「増やしたい」とする事業所では「100人～499人」の16.1%が最も高く、「減らしたい」とする事業所では「500人～999人」の11.9%が最も高くなっている。

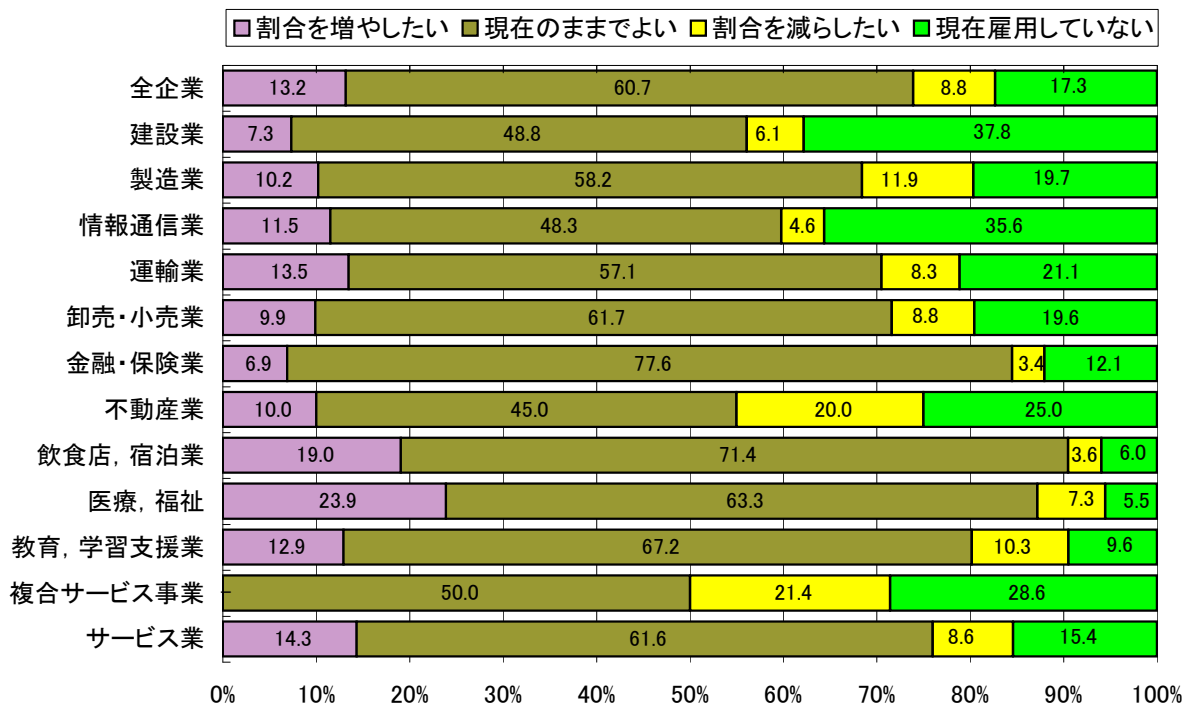
産業分類別でみると、「増やしたい」とする事業所では「医療、福祉」の23.9%が最も高く、次いで「飲食店、宿泊業」19.0%の順となっている。「現在のまま」とする事業所では「金融・保険業」の77.6%が最も高く、次いで「飲食店、宿泊業」71.4%の順となっている。また、「減らしたい」とする事業所では「複合サービス事業」の21.4%が最も高く、次いで「不動産業」20.0%の順となっている。

一方、非正社員を雇用していない事業所は17.3%となっており、今後の雇用方針をみると、今後も「未定」が9.7%で最も高く、次いで「雇用しない」5.5%、「雇用したい」2.1%となっている。企業規模別でみると、「雇用しない」とする事業所では「30人～99人」の6.9%が最も高く、次いで「100人～499人」5.9%の順となっている。産業分類別でみると、「雇用しない」とする事業所では「複合サービス事業」が14.3%で最も高く、次いで「情報通信業」13.8%の順となっている。

表4-1 非正社員の雇用方針

区分	集計事業所数	現在雇用している			現在雇用していない		
		割合を増やしたい	現在の雇用割合のまま	割合を減らしたい	今後雇用したい	今後雇用しない	未定
全	件	%	%	%	%	%	%
平成22年	2,052	13.2	60.7	8.8	2.1	5.5	9.7
(労組あり)	705	11.9	62.7	10.6	2.1	4.0	8.7
企業規模							
30人～99人	902	12.1	59.0	8.6	2.5	6.9	10.9
100人～499人	578	16.1	58.0	9.5	2.1	5.9	8.5
500人～999人	160	9.4	67.5	11.9	0.6	1.3	9.4
1000人以上	412	12.9	65.8	6.8	1.7	3.6	9.2
産業分類							
建設業	82	7.3	48.8	6.1	2.4	13.4	22.0
製造業	402	10.2	58.2	11.9	2.7	6.7	10.2
情報通信業	87	11.5	48.3	4.6	2.3	13.8	19.5
運輸業	156	13.5	57.1	8.3	3.8	9.0	8.3
卸売・小売業	465	9.9	61.7	8.8	1.7	4.5	13.3
金融・保険業	58	6.9	77.6	3.4	-	6.9	5.2
不動産業	20	10.0	45.0	20.0	5.0	5.0	15.0
飲食店、宿泊業	84	19.0	71.4	3.6	2.4	1.2	2.4
医療、福祉	289	23.9	63.3	7.3	1.0	1.0	3.5
教育、学習支援業	116	12.9	67.2	10.3	0.9	0.9	7.8
複合サービス事業	14	-	50.0	21.4	7.1	14.3	7.1
サービス業	279	14.3	61.6	8.6	2.2	5.7	7.5

図4-1 非正社員の雇用方針（産業分類別）

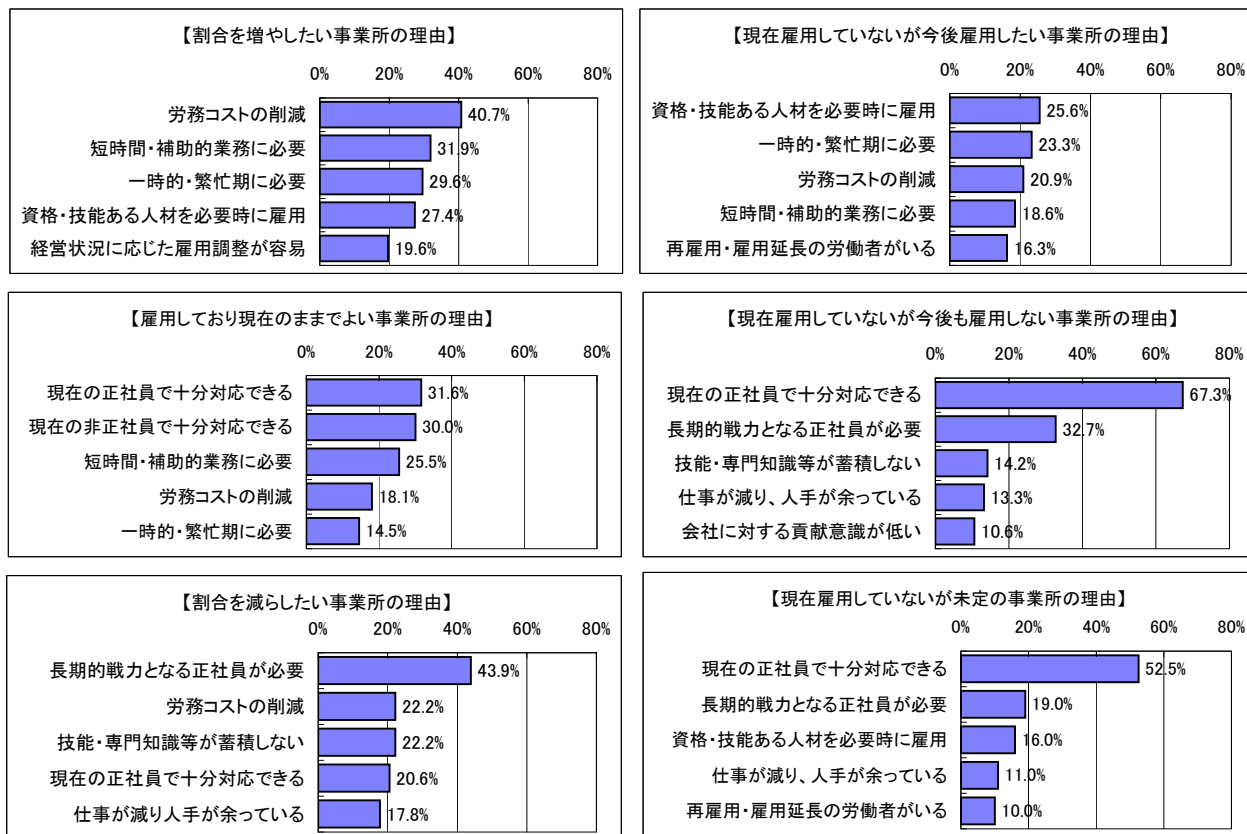


(2) 非正社員の雇用方針の理由

非正社員の雇用方針の理由（各々上位五つ）をみると、「（雇用）割合を増やしたい」とする事業所では、「労務コストの削減」が最も多く、次いで「短時間・補助的業務に必要」、「一時的・繁忙期に必要」等の順となっている。「（雇用）割合を減らしたい」とする事業所では、「長期的戦力となる正社員が必要」が最も多く、次いで「労務コストの削減」、「技能・専門知識等が蓄積しない」等の順となっている。また、「現在のままでよい」とする事業所では、「現在の正社員で十分対応できる」、「現在の非正社員で十分対応できる」が主な理由となっている。

一方、非正社員を雇用していない事業所の内、「今後雇用したい」とする事業所の理由をみると、「資格・技能ある人材を必要時に雇用」が最も多く、次いで「一時的・繁忙期に必要」となっており、「今後も雇用しない」とする事業所の理由をみると、「現在の正社員で十分対応できる」が最も多く、次いで「長期的戦力となる正社員が必要」となっている。

図4-2 非正社員の雇用方針の理由



(注) この図における理由の割合は、各々の雇用方針ごとの事業所集団内での割合を示している。(複数回答あり)

表4-2 非正社員の雇用方針別にみた正社員の割合

区分	集計事業所数	「雇用割合を増やしたい」と回答した事業所	「現在のままでよい」と回答した事業所	「雇用割合を減らしたい」と回答した事業所
全体	件	%	%	%
平成22年	1,696	52.2	62.3	63.0
(労組あり)	601	52.9	64.0	65.1
企業規模				
30人～99人	719	53.0	61.7	59.3
100人～499人	483	53.0	57.7	63.7
500人～999人	142	68.7	63.4	56.7
1000人以上	352	45.3	65.7	68.9
産業分類				
建設業	51	50.8	80.2	86.7
製造業	323	56.2	69.8	74.7
情報通信業	56	86.3	61.6	29.4
運輸業	123	62.9	72.7	58.5
卸売・小売業	374	37.8	51.8	63.2
金融・保険業	51	83.2	64.9	68.8
不動産業	15	50.5	59.9	61.8
飲食店、宿泊業	79	25.0	15.3	43.2
医療、福祉	273	54.2	69.1	63.3
教育、学習支援業	105	54.6	62.0	37.8
複合サービス事業	10	-	79.0	74.2
サービス業	236	49.8	50.6	54.0

表4-2は、非正社員の雇用方針を回答した事業所における正社員の割合を表している。  
 非正社員を雇用している事業所の正社員割合をみると、非正社員の「(雇用)割合を増やしたい」とする事業所では52.2%、「現在のままでよい」とする事業所では62.3%、「(雇用)割合を減らしたい」とする事業所では63.0%となっている。

### (3) 正社員を増やすための課題

正社員を増やすための課題についてみると、最も効果的な支援として「助成制度の充実」とする事業所が28.0%と最も多く、次いで「求職者のレベルアップ」26.9%、「労働法制の整備」10.3%などとなっており、「効果的な支援はない」とする事業所が14.8%となっている。

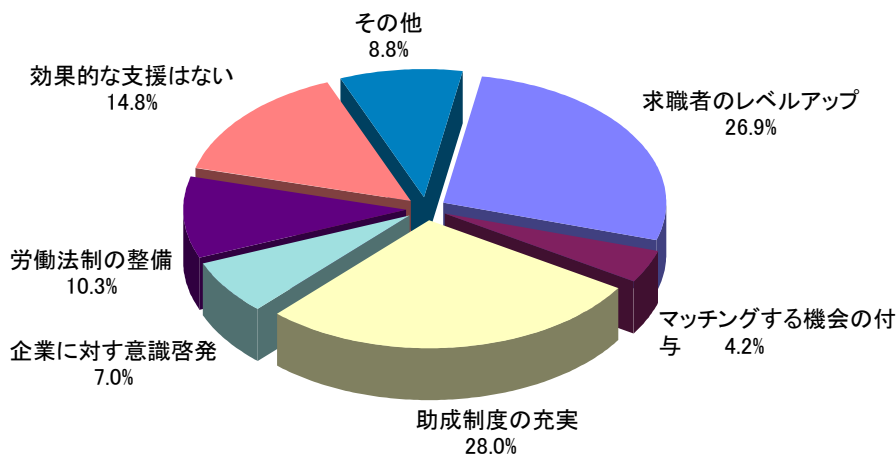
これを産業分類別でみると、「助成制度の充実」とする事業所では、「不動産業」の45.0%が最も高く、次いで「運輸業」33.8%となっており、「求職者のレベルアップ」とする事業所では、「情報通信業」の40.9%が最も高く、次いで「金融・保険業」34.5%となっている。また、「労働法制の整備」とする事業所では、「複合サービス事業」の42.9%が最も高く、次いで「建設業」13.3%となっている。

なお、「その他」の最も効果的な支援としては、「景気回復」、「経済対策」及び「法人税減税など負担軽減」が代表的なものとなっている。

表4-3 正社員を増やすための課題

区分	集計事業所数	求職者のレベルアップ	マッチングする機会の付与	助成制度の充実	企業に対する意識啓発	労働法制の整備	効果的な支援はない	その他
全体	件	%	%	%	%	%	%	%
平成22年 (労組あり)	2,031	26.9	4.2	28.0	7.0	10.3	14.8	8.8
	700	25.7	4.1	26.0	7.4	15.0	13.3	8.4
企業規模								
30人～99人	892	28.9	2.7	29.5	5.3	7.4	16.4	9.9
100人～499人	574	25.6	5.6	24.2	8.7	10.8	15.3	9.8
500人～999人	159	20.8	3.8	27.7	7.5	15.7	17.0	7.5
1000人以上	406	26.6	5.7	30.3	8.1	14.0	9.6	5.7
産業分類								
建設業	83	30.1	3.6	26.5	6.0	13.3	10.8	9.6
製造業	390	27.4	3.3	26.7	5.6	9.7	16.7	10.5
情報通信業	88	40.9	3.4	17.0	5.7	6.8	17.0	9.1
運輸業	154	16.9	1.9	33.8	11.0	11.7	19.5	5.2
卸売・小売業	463	22.0	4.3	30.5	7.8	12.7	14.3	8.4
金融・保険業	58	34.5	5.2	27.6	8.6	10.3	5.2	8.6
不動産業	20	25.0	5.0	45.0	-	10.0	10.0	5.0
飲食店、宿泊業	82	25.6	-	29.3	8.5	7.3	19.5	9.8
医療、福祉	288	31.6	10.1	26.7	4.9	6.6	10.1	10.1
教育、学習支援業	117	29.9	1.7	23.9	6.8	9.4	19.7	8.5
複合サービス事業	14	28.6	-	14.3	7.1	42.9	-	7.1
サービス業	274	27.0	2.9	28.8	8.0	10.2	15.3	7.7

図4-3 正社員を増やすための課題



---

平成 22 年度大阪府労働関係調査報告書

平成23年3月発行

大阪府総合労働事務所

〒540-0033 大阪市中央区石町2-5-3 エルおおさか南館3F

TEL06(6946)2606(直通)

ホームページ:<http://www.pref.osaka.jp/sogorodo/chousa/index.html>